



5 電気通信開発部門（ITU-D）



5.1 世界電気通信開発会議（WTDC）

5.1.1 世界電気通信開発会議（WTDC-17）の結果概要

2017年世界電気通信開発会議 （WTDC-17）結果報告

総務省 国際戦略局 国際政策課 **なが や** **よしあき**
長屋 **嘉明**



1. はじめに

2017年10月9日から20日にかけて、国際電気通信連合（International Telecommunication Union：ITU）電気通信開発部門（ITU-D）の最高意思決定会議である世界電気通信開発会議（World Telecommunication Development Conference：WTDC-17）がアルゼンチン（ブエノスアイレス）のHotel Hilton Buenos Airesで行われた。同会議には134か国から1,368人が参加し、ITU-Dの今後4年間の戦略等について議論が行われた。併せて、2017年はITU-D

設立25周年の年であり、25周年記念イベントが行われた。我が国からは、富永総務審議官を代表団長とし、総務省とともに、NEC、NTT-AT、NTTドコモ、東海大学、日本ITU協会から23名が参加した。会合のテーマは「ICT4SDGs」。

また、2018年全権委員会議で実施されるITU理事国選挙への我が国の立候補及び無線通信規則委員会委員選挙への橋本 明 NTTドコモ標準化カウンセラーの立候補を表明した。会期中には、支持を要請するためのレセプションを開催し、380名以上の参加をいただいた。



■写真1. 日本代表团



■写真2. 日本レセプション

2. 会議構成

WTDC-17の会合構成は以下のとおり。

- ・プレナリ
- ・COM (Committee) 1 運営委員会：会議の運営
- ・COM2 予算管理：会合の予算管理
- ・COM3 目的：地域イニシアチブ、行動計画、研究課題及び関連決議
- ・COM4 作業方法：決議1及び関連決議
- ・COM5 編集委員会：公用六言語間の調整
- ・Working Group Plenary：戦略計画及び宣言

それぞれの会合の下には、詳細な検討を行うため、トピックごとにアドホックグループが設置された。なおプレナリ議長にはホスト国アルゼンチン行政最新化省次官のOscar Gonzalez氏が選出、我が国からは筆者がCOM2副議長に選出された。

3. 成果文書1 ITU-D宣言

ITU-Dの考え (View) を対外的に公表するITU-D最高位の文書である。電気通信/ICTが、地理的、ジェンダー、障がい者等いかなるデジタルディバイドの解消にも貢献することを認識し、WTDC参加代表団は、情報社会の構築と発展、WSISアクションラインのタイムリーな実施、持続可能な開発目標達成のため、電気通信/ICTインフラ、アプリケーション、サービスの拡大と利用を加速することを宣言した。

日本からは、ICTを活用した防災の重要性及び外部資金獲得の必要性を提案し、採用された。

4. 成果文書2 ITU-D行動計画

4.1 主部

ITU-Dの次4年間の行動計画の指針となるもの。以下の4本柱に整理された。

- ①調整：電気通信/ICT開発の課題に関する国際協力と合意の促進
- ②近代的かつ安全な電気通信/ICTインフラストラクチャ：電気通信/ICTの使用における信頼性及び安全性の構築を含むインフラストラクチャ及びサービスの開発の促進
- ③環境整備：持続可能な電気通信/ICT開発に資する施策の推進
- ④包括的なデジタル社会：持続可能な開発のために人々や社会に力を与えるための電気通信/ICTとアプリケーションの開発と利用の促進

途上国からは、周波数管理や電気通信番号管理といった具体的な課題への支援や、国際的な協力関係の構築を求める提案があり、ITU-Dの予算及び権限の範囲内と限定して採用された。他に欧州地域提案の青少年オンライン保護及び日本・米州地域提案の偽造ICT機器、モバイル機器への対抗が実施項目として追加された。

4.2 地域イニシアチブ

6地域（アフリカ、中東、米州、アジア太平洋、欧州、ロシア地域）における、優先度の高い課題及びそれに対する活動について記述したもの。各地域準備会合の提案がそのまま採択された。アジア太平洋地域の地域イニシアチブについては、ITUジャーナル2017年11月号を参照。

4.3 研究課題

研究委員会の各課題は以下のようにまとめられた。

SG1 電気通信/ICTの開発のための環境整備

- －Q1/1：途上国におけるブロードバンドの展開のための戦略及び政策
- －Q2/1：デジタル放送の移行と採用、新しいサービスの実施のための戦略、政策、規制、方法
→旧Q8/1「地デジへの移行」へ地デジ以外の映像配信プラットフォームを含める。
- －Q3/1：クラウドコンピューティング、mサービス、OTTを含む新技術：途上国の挑戦及び機会、経済及び政策への影響
→旧Q3/1「クラウドコンピューティング」へそれ以外の新技術を含める。
- －Q4/1：国内の電気通信/ICTネットワークに関連するサービスのコストを決定する経済政策及び方法
- －Q5/1：ルーラルと遠隔地の電気通信/ICT
- －Q6/1：消費者情報、保護及び権利：法律、規制、経済拠点、消費者ネットワーク
- －Q7/1：障がい者及び特定のニーズを持つ人々のための電気通信/ICTサービスへのアクセス

SG2 持続可能な発展の促進のためのICTサービス及びアプリケーション

- －Q1/2：スマート都市及び社会の創造：持続可能な社会経済開発のためのICTの活用
- －Q2/2：e-Healthのための電気通信/ICT
- －Q3/2：情報通信ネットワークの確保：サイバーセキュリティの文化を発展させるベストプラクティス

- Q4/2: 適合性と相互運用性 (C&I) プログラムの実施、偽造ICT機器及びモバイル機器の盗難への対策を通じた途上国への支援
- Q5/2: 電気通信/ ICTを活用した災害リスクの軽減及び管理
- Q6/2: ICT及び環境
 - 旧Q6/2「気候変動」及び旧Q8/2「e廃棄物」を統合
- Q7/2: 人体の電磁ばく露に関する戦略及び方針

旧Q2/1「ブロードバンド技術」は旧Q1/1「ブロードバンド政策」との重複が指摘され、終了。決議9「途上国における周波数管理」はITU-Rで研究を行うこととなった。旧Q9/2「ITU-R及びTに関する途上国の関心事項」は同機能をITU-D局長が行うよう、決議59「相互に関心を持つ3つのITU分野間の調整と協力の強化」が修正された。

研究委員会の議長には、Ms. Bessou (コートジボワール) (SG1) 及びProf. Sharafat (イラン) (SG2)、TDAGの議長には、Ms. McElvane (米国) が選出された。我が国からは川角靖彦氏 (日本ITU協会) がSG1副議長に選出された。

5. 主な議論

WTDC-17における議論は、ITU-Dの活動を拡大したい中東、ロシア及びそれらに支援されたアフリカに対し、一切の活動の拡大を認めない米国、ITU-Dの予算及び権限の範囲において、注力する分野の活動を拡大する提案を行う欧州、日本の対立構造で進められた。

5.1 サイバーセキュリティ

今会合で最も議論に時間を費やしたのが、決議45「迷惑メール対策など、サイバーセキュリティ上の協力を強化するための仕組み」であった。中東、ロシア、アフリカから、サイバーセキュリティに関する国際的協力メカニズムの構築並びに個人情報保護及びプライバシー保護が提案された。アドホック会合で10時間以上の議論が行われたが、日米欧が記載に反対し続け、結論の出ないままプレナリに持ち越された。プレナリにおいても10時間以上の議論が行われ、複数回の小会合が行われたが、結論は出ず、決議45は修正なしという結果になった。

5.2 OTT (Over The Top)

これまでQ1/1「ブロードバンド政策」において、OTTサービスの研究を行うことになっていた。米国はOTTを主要

議題であるブロードバンドから切り離すために、議論が活発でなかったQ3/1に移すことを提案し、了承された。一方で中東及びロシアはQ4/1「経済政策」でもOTTについて扱うことを主張した。結論として、既にQ3/1で扱われることになっていることから、Q4/1には含まれないこととなった。ただし、旧Q1/1の議論においてOTTに関する寄書はほとんどなく、実質的な議論は行われていない。

5.3 周波数管理

途上国において、周波数管理に関する支援を求める声は大変大きい。ITU-Dでは、決議9「途上国のための周波数管理」をもとに、ITU-R SG1議長を共同ラポータに迎え、ITU-D SG1で研究が行われていた。2014-2017研究期において、ITU-Rからのリエゾン文書を十分に反映されないまま、決議9課題の報告書がITU-D SG及びTDAGで承認されたことに対して、ITU-Rが反発、ITU-R WP1B会合において、決議9報告書が大幅に修正され、ITU-D SGに送られた。ITU-D SG管理チームは、同修正報告書案について検討した結果、TVホワイトスペースに関する修正について技術中立的ではないと判断し、SG1議長 Ms. McElvane (米国) は、修正報告書を反対意見付き (with objection) でWTDC-17議長に報告し、“take note” された。

WTDC-17ではITU-Rにおける作業との重複の観点から議論が行われ、結論として、ITU-Dでは研究は行わず、すべての課題はITU-Rに持ち込まれることとなった。同議論にはランシー ITU-R局長も参加した。

5.4 技術・知識の移転

国連のTechnology Bank for Least Developed Countriesをはじめとして、先進国の知識・技術を途上国に移転 (transfer) する要望が途上国からある。中東、ロシア、アフリカが技術・知識の移転の促進を記載すること求めたのに対して、米国は双方の合意 (mutual agreement) に基づくものでなければならないとして、その旨の追記を求めた。あくまで促進を求めるものであることから「双方の合意」の追記は採用されなかった。

6. 所感

まず、大変忙しく、長い会合であった。最終日前日 (木曜日) は翌午前4時半までプレナリを行い、最終日 (金曜日) は午前9時に集合、正午の終了予定時刻を大幅に超過し、会合が終了したのは午後9時であった。宗教上の理由から、

日曜日は行わなかったものの、土曜日は終日会合が行われた。昼休み時間もアドホック会合が行われ、文字通り食事する暇もない会合であった。

その理由としては、1週目はハイレベルセグメント及び25周年記念イベントが開催され、また夜に開催された各国主催レセプションを尊重し、夜会合を行わなかった結果、2週目に入っても、寄書の紹介が終わっていない進捗であった。その上、上記サイバーセキュリティをはじめとして、多くの記述で意見が対立し、未確定部分（スクウェアブラケット）が多く残った状態でプレナリへ文書が送られ、プレナリで同じ議論が繰り返されたため、時間を浪費した。特に20時間以上の議論を費やした決議45については、米国が当初から「変更なし（No Change）」を主張しており、時間切れを狙っているのは明らかであったにもかかわらず、議論を続けてしまった。

一方で、米国の時間切れを狙った戦略はWTDC-17の成果としてはうまくいったように思えるが、決議45の変更なしが決まった後、アフリカ地域の国々から、米国の非協力的な態度に対して、名指しで批判が行われた。加えて、他の

セクターとの重複から、周波数管理に関する研究がITU-Rに集約されたように、ITU-Dの活動の拡大を好ましく思わない国に対する途上国からの不満が、今後の対立につながっていくことが懸念される。

WTDC-17には途上国からの出席者が多く、総務省が推進している我が国のICTの海外展開の入口には最適な場と考える。これまで日本はSGでの活動を中心にとらえてきたが、次会期は新しい挑戦を行いたい。



写真4. アルゼンチン名物パリジャータ



写真3. ブエノスアイレス市街

5.1.2 世界電気通信開発会議（WTDC-14）の結果概要

第6回世界電気通信開発会議（WTDC-14）会合報告

総務省 情報通信国際戦略局 国際政策課 技術協力専門官 菅原 健

1. 開催概要

第6回世界電気通信開発会議（WTDC-14）は、ITU電気通信開発セクター（ITU-D）における4年に一度の最高意思決定会議であり、次のWTDCまでの会期におけるITU-Dの活動指針及び重点課題、研究委員会（SG：Study Group）及びそこで取り扱う研究課題（Question）の内容及び構成等の議論を行った。

今回は、2014年3月30日から4月10日までの12日間にわたってアラブ首長国連邦（UAE）ドバイ首長国のドバイワールドトレードセンター（DWTC）にて開催された。

WTDC-14については、事前にはエジプトのシャルム・エル・シェイクで開催される予定であったが、エジプト政権の問題を巡る同国国内情勢に対してITU加盟国から参加に対する安全面での不安視が増大したため、同じアラブ圏であるドバイで開催されることとなった。また、それに伴って、開催日程についても3月31日から4月11日であったものが、現地の休日（金曜日及び土曜日）に合わせて変更された。

DWTCは、ドバイでは大規模な国際会議の開催場所としてよく用いられており、ITU関連においても、今期は2012年の世界国際電気通信会議（WCIT-12）、世界電気通信標準化総会（WTSA-12）に引き続いての開催となった。

本会議への参加者は137か国から約1300名と発表されてお



写真2. 日本代表团 団長を務める吉崎正弘氏（総務審議官）

り、我が国からは総務省総務審議官 吉崎正弘、同情報通信国際戦略局次長 関総一郎、KDDI財団理事長伊藤泰彦を含む総勢21名が参加した。

2. 会議の構成

(1) 全体会議、委員会、作業部会

本会議については、議長にホスト国UAEの電気通信規制局局長 Mohamed Al Ghanim氏が就任、副議長として世界6地域から各1名の6名が就き、五つの委員会及びITU-D戦略計画及び宣言作業部会（WG）から構成された。

全体会議、各委員会、WGの議長及び副議長については、全体会合（プレナリー）開催日前日の3月29日に開催された非公式団長会合にて提示され、30日の代表団長会合にて承認された。

(2) 各委員会及びWGの担務

WTDC-14の審議は以下の五つの委員会及び作業部会により実施された。

①第1委員会（COM1：ステアリング・コミッティ）

各委員会の審議内容や審議時間等について調整する委員会。全体会議の議長、副議長と、各委員会及び作業部会の議長、副議長から構成される。



写真1. ハマドウン・トゥーレ事務総局長



写真3. ハイレベルセグメントのスピーチを行う関次長

②第2委員会（COM2：予算）

会議に必要な要員及び設備について必要な額を決定する委員会。我が国からは、総務省情報通信国際戦略局次長関総一郎が副議長を務めた。

③第3委員会（COM3：目的）

目的の出力（Output）や評価指標等のレビューと承認をする委員会。関連する研究委員会（SG：Study Group）課題、地域イニシアティブなどの適切な導入に係るガイドラインの策定のレビューと承認について実施。また、関連の決議についてレビューと承認についても実施。出力について結果ベース管理の手法の有効性と説明責任を向上させることを確認する。

④第4委員会（COM4：ITU-D作業方法）

メンバー間の協力、ITU-D SGの作業方法と機能を評価する委員会。プログラム配信を最大化するためのオプションについて、研究委員会の研究課題、プログラム及び地域イニシアティブとの相乗効果を強化する観点から、これに適切な変更を承認するための評価を行う。

⑤第5委員会（COM5：編集委員会）

会議で作成する文書について国連6公用語の相互間において文書の意味に違いが発生しないよう調整する委員会。

⑥ITU-D戦略計画及び宣言作業部会（WG）

宣言案と次の全権委員会議で採択されるITUの戦略計画に対するITU-D部門の入力を策定するグループ。

(3) 会場の構成

会場については、全体会合が実施される1000人超規模のRoom A、代表団長会合など参加国全てを対象とした会合用の400人規模のRoom Bなどから20人規模の小会議室Room H、Iまで幾つかのサイズが用意された。

3. 会議のポイント

(1) ITU-D活動の目的別の再編

今回の大きな議題は、ITUの財政難から全権決議を受けた成果管理が必要であるとの方向性から、電気通信開発諮問委員会（TDAG）においてもプロジェクトの管理について、目的を中心に一元化するとの方向性が示されていた。それを受けて、プロジェクトベースで評価管理を行うプロジェクトベース管理が導入されることとなっていた。

前会期までに設定された目的は、目的ごとに実施する出力を設定して、その下で事業を行うというトップダウン形式であり、どんなプロジェクトを設定しようとした場合でも、いずれかの目的に合致することとなっており、総花的で実質的には活用されておらず、ITU-Dが重点的に実施する事項については主にプログラムに書かれていた。

それに対して、今回のWTDC-14では、WTDC-10での六つの目的を五つに再編し、その目的ごとに必要とする成果（Outcome）を設定、その成果を得るために関連する出力を設定するという形式に変更された。

その、出力の各々にはプログラム、SGの研究課題、地域イニシアティブ、決議などが含まれることとなった。

ITU-Dにおいては、WTDC、SG及び各地域会合などの手続が決議1、SGやその下の研究課題の構成や研究事項などは決議2に記載されており、その二つの決議の重要性は非常に高い。また、ITU-Dが実施するプロジェクトなどについては、各出力のプログラムの項及び関係の決議に記載されている。

さらに、プロジェクトについては世界6地域のそれぞれで実施する地域イニシアティブの割合が大きくなっている。

前会期までは、ITU-Dでは地域イニシアティブを含め数々のプロジェクトが実施されていたが、どのような必要性や経緯に基づいて実施されているか分かりにくいとの声が多く、さらに、成果が途上国の開発にどのように結びついているかについても明確ではなかった。

一方、今会期では、全ての成果が目的を実現するためとして一元的に整理され、最終的な成果は主要業績指標により評価されることとなった。そのため、個々のプロジェクト

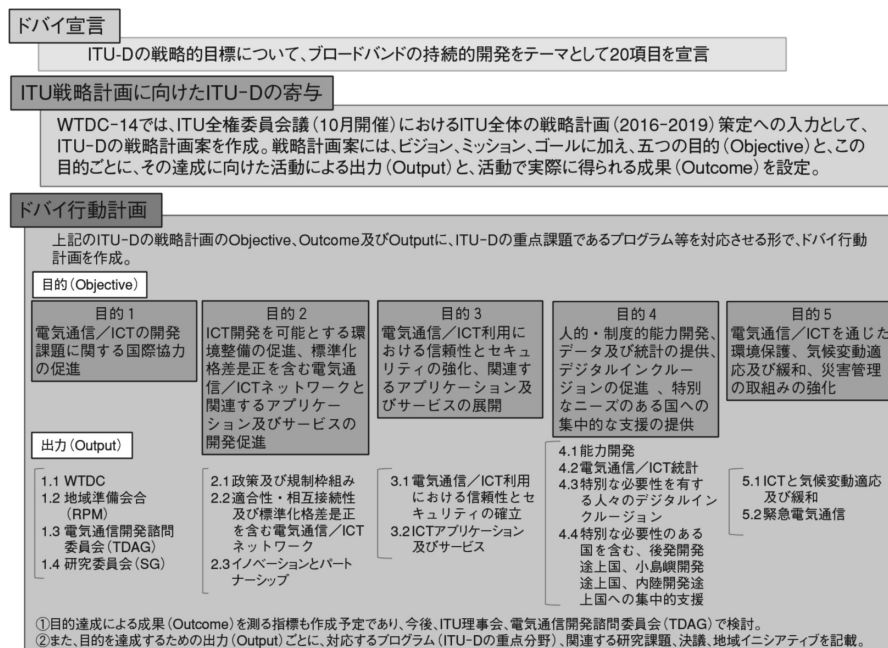


図 1. WTDC-14の成果に係る構造

については該当する目的に向けた成果を得る必要があり、恣意的なプロジェクト設定は今後難しくなることが期待できる。

(2) ハイレベルセグメント、ITU選挙活動

第一週目は、全体会合、各委員会及びWGの議長を決定する代表団長会合から始まり、その後は、各国や企業が政策についてのスピーチを行うハイレベルセグメントが実施された。

ハイレベルセグメントについては時間が長引いたため、初日の3月30日午後には実施される予定であった日本のスピーチについては、31日にずれこみ、東日本大震災における各国の支援に対する謝辞や今後のITUに対する貢献への抱負を中心として関次長によって行われた。

第一週目は、ほぼ毎日ランチタイム、夕食時間共に、10月の全権委員会議で実施されるITU選挙に向けた選挙活動の一環として、各国主催のレセプションが開催された。日本においては、ITU理事国及び伊藤泰彦無線通信規則委員候補（KDDI財団理事長）がいずれも再選を目指して立候補を表明しており、4月2日のランチタイムにおいてレセプションを開催した。

レセプションでは、加茂佳彦在UAE大使、伊藤候補、関次長からの挨拶が行われた。当日のWTDC参加者が約1000人であったが、日本のレセプションには500人を大きく超え

る参加者があり、非常ににぎやかとなった。日本レセプションでは和食が人気となるのが通例で、今回も用意した寿司が瞬く間に消費された。

また、第一週目については、会議の空き時間などを活用し、多数の参加国代表団とITU選挙への対応などについてのバイ会談を吉崎総務審議官及び関次長ら幹部により精力的に実施した。

(3) 文書の審議、草案作成

第一週目の後半からは、各委員会における検討が始められた。

実質的なプロジェクト内容についての検討を行うとともに、今回大幅な改定が行われた目的の再編に関する審議が行われたCOM3が最も作業量が多く、研究委員会の構成と所属する研究課題について取り扱うCOM4の議論がそれに続いた。

その後は、第一週目の最終日となる4月3日に向けて、全体会合においては前会期における活動状況に関する報告が順次行われるとともに、ハイレベルセグメントで終了できなかったスピーチの続きが行われた。

COM3においては、約400に及ぶ寄与文書（Contribution）についての説明が行われ、議長からは各目的とそれに属する

研究課題（主に研究内容について）、プログラム、地域イニシアティブ及び決議の新設・改定の対象ごとに関係国間で調整を行うことが指示され、それぞれについて起草グループが設置されることとなった。

また、COM4については、ITU-Dの組織や手続方法について記述する決議1（ITU電気通信開発セクターの手続規則）についてと、研究委員会とそれに属する研究課題の設定について記述する決議2（研究委員会の設置）が主な審議内容であり、議長より決議1と決議2について関係国間での調整を行うことが指示され、それぞれ起草グループが設置されることとなった。

ITU事務局が設定したスケジュール案では、審議が行われる時間帯は、午前中は9時30分から12時30分、午後は14時30分から17時30分、17時30分から19時の1日3セッションであったが、上記非公式起草グループなどが各目的ごとの4グループに加え、個別に約20グループ開催されることとなった。

そのため、前記のCOM3及びCOM4の全体会合が開催された後は、当初ではセッションの設定のなかったコマに加えて、朝8時から夜8時からなどの時間帯にも非公式起草グループが設定され、さらに、現地の休日である4日と5日についても精力的に草案策定が実施された。

休み明けの6日からは、各委員会での審議が再開され、起草グループでの検討状況等について説明が行われた。

（4）アジア太平洋電気通信共同体（APT）の活動

APTから提出されたアジア太平洋共同提案15文書の承認に向けた協力や役職者選定について調整するために合計8回のAPT調整会合がランチタイムの時間帯に開催された。

APT調整会合では、主に共同提案の文書の審議状況の進捗についての報告が行われ、日本としても他のAPT加盟国と共同で非公式起草グループ等での案文策定に参加し、主要な提案についてはおおむね関連の文書に反映された。

また、SGの議長・副議長については、各地域バランスを考慮して選任が行われることとなっていることから、ITU事務局より各地域に推薦の依頼が出されており、APTにより開催されたWTDC準備会合において推薦を出していたところではあるが、SG2議長から今季限りで退任の申し出があったことや次会期からはSG副議長が各地域最大2名に増員されたこともありAPT加盟国においても、追加で調整が行われた。

結果として、SG2議長としてAhmad Reza Sharafat博士

（イラン）、日本からはSG1副議長として川角靖彦氏（日本ITU協会）その他が追加で推薦されることとなった。

（5）SG及び研究課題の再編について

研究課題については、COM4の決議2起草グループにおいて検討が行われた。

ブラジル提案の寄書をベースとして、目的順にSG1、SG2の二つのSGの下にそれぞれ二つの作業部会（WP：Working Party）を設置することにより作業の効率化を求めた案に対して、アラブやRCCから提案されたSG再編案などを考慮に入れて調整が行われた。

その際、新規研究課題を含めた研究課題の再編についての検討が行われ、調整の結果、モバイルブロードバンド、eヘルス、災害通信などをはじめとした専門性の高い課題を単独で継続することについて関係国間で合意された。

一方、相互接続性とクラウドコンピューティングについての研究課題が設置され、その他の新規課題については、SG1 Q7（ユニバーサルアクセス）とSG1 Q10（競争・規制）が統合された新課題に対して規制関連の研究を追加、SG2 Q17（eガバメント）にM2Mやオープンソースなどの研究事項が盛り込まれ、スマートソサエティの創造という課題名が設定された。

WPの設置については、当初想定していたようにすっきりとは目的別に分類できず、また、WPの設置により日程・費用の効率化が図られるとの期待があったものの、WP会合において国連6か国語への通訳・翻訳を適用した場合にむしろ費用負担が増加するのではないかなどの疑念が解消できず、WPの設置については今後のSGで必要性が検討されることとなり先送りされた。

終盤に突入した8日の代表団長会合においては、各地域から推薦された研究委員会の議長、副議長の案が提示されたものの、米州地域からの推薦の一部が反映されておらず、同日午後の全体会合において追加された上で承認された。APTから推薦したSG2議長 Sharafat氏、SG1副議長川角靖彦氏、その他が推薦どおり選任された。

（6）日本提案への対応

日本からの2件の寄書については、関連の起草グループ等に参加し、以下の出力文書に提案が反映された。

1件目については、サイバーセキュリティを扱う研究課題における日米協力でのベストプラクティス共有のためのセミ

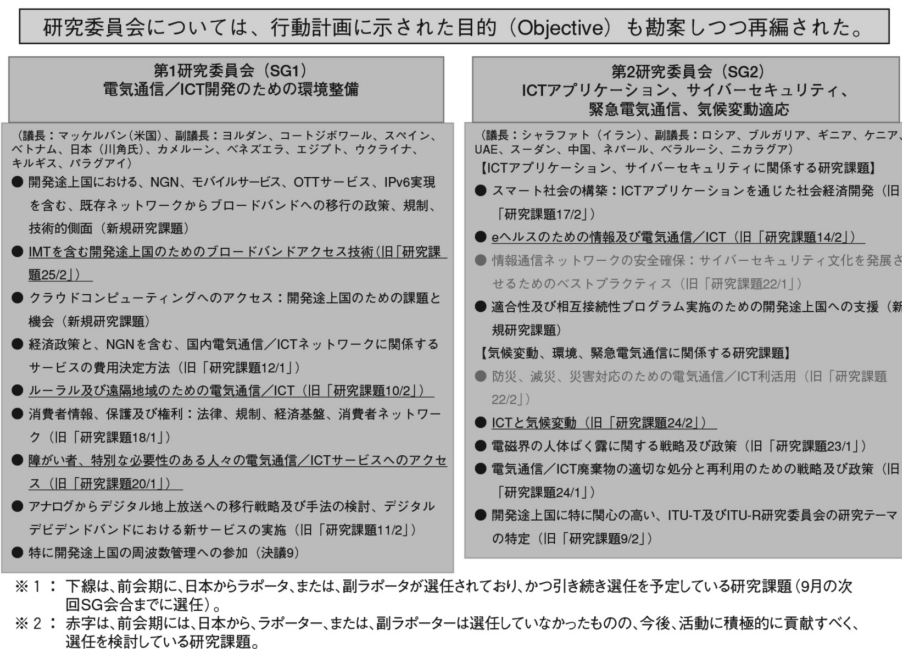


図 2. 研究委員会と研究課題

ナー開催を念頭に置いて、ドバイ行動計画のサイバーセキュリティの研究課題を取り扱う事項についてのセミナー開催を追加した。

2件目については、我が国のICT国際展開のため、ICT利活用による途上国支援について、ドバイ行動計画の出力3.2におけるプログラムの項に記載を追加した。これについては、我が国で研究開発された災害対策用設備の途上国への導入を念頭に置いている。

（7）閉会に向けて

同全体会合と翌日9日午前の全体会合においては、各委員会での審議結果について報告された。

9日午前中の全体会合まででCOM5の報告以外は完了したものの、ITU事務局の文書作成が間に合わないことから、21時に審議が再開され、一部を残して審議は完了し、最終日10日の午後に予定されていた閉会式は前倒して10日の午前中に実施することとなった。

最終日となる10日には、9日夜半の全体会合でのCOM5の報告結果について承認された後、閉会式が実施され、議長などの役職者、ITU事務総局長をはじめとするITU幹部及びITUのスタッフ、通訳などに対する謝辞が各国から述べられ閉会した。

4. まとめ

審議に関してはCOM3とCOM4の両議長が、審議の序盤での寄書の説明時に、主張が異なる関係国間で調整する非公式起草グループを実施することを徹底したことと、米国、ロシア、ブラジルが毎朝調整会合を実施し、大きな調整については済んでいたことが幸いし、順調に進み、予定よりほぼ丸1日分早く文書作成作業が完了し、目的ごとにプロジェクトを一元化するという当初想定した成果は得られたと思われる。

一方、その非公式起草グループが非常に多数設置され、起草段階で調整作業に参加しなかった場合には委員会会合などで意見が受け入れられないなど、参加者数が少ない国の代表団では十分に対応できなかったなどの不満が全体会合で述べられた。

また、今回の五つの目的を中心とした再編により、ITU-Dの活動に関する事項についての文書がほぼ全てCOM3の担務となり作業が集中したことから、Touré事務総局長などから「COM3の作業は過大だ」と述べられるなど、次回WTDCでの作業方法の改善に向けた課題が残った。

今後、総務省としてはSGの研究課題において我が国でITU-D活動を行っている方々のラポーターや副ラポーターの選任への支援を行うとともに、日本寄書で提案したプロジェクト等の実現に向けた活動を実施していく予定としている。

5.2 TDAG (Telecommunication Development Advisory Group)

5.2.1 TDAGの構成及び議長・副議長

2018 年 12 月現在

テーマ	議長	副議長
電気通信開発局長 への諮問	Ms Roxanne McElvane Webber (米国)	Ms Regina Fleur Assoumou Bessou (コートジボワール・SG1 議長) Mr Ahmad Reza Sharafat (イラン・SG2 議長) Mr Christopher Kipkoech Kemei (ケニア) Mr Abdulkarim Ayopo Oloyede (ナイジェリア) Mr Hugo Darío Miguel (アルゼンチン) Ms Katrina Naut (ドミニカ) Mr Al-ansari Almashakbeh (ヨルダン) Mr Tariq H Alamri (サウジアラビア) Mr Kishore Babu GSC Yerraballa (インド) Mr Nguyen Quy Quyen (ベトナム) Ms Nurzat Boljobekova (キルギスタン) Mr Arseny Plossky (ロシア) Mr Wim Rullens (オランダ) Ms Blanca Gonzalez (スペイン)

5.2.2 ITU-D TDAG及びSG会合結果

ITU-D TDAG及びSG会合結果

総務省
国際政策課なが や
長屋 嘉明総務省参与・
ITU-D SG1副議長かわすみ やすひこ
川角 靖彦

1. 第23回電気通信開発諮問会議 (TDAG-23)

1.1 概要

2018年4月9～11日、ITU本部（ジュネーブ）において、TDAGが開催された。TDAGはITU-D局長の諮問機関として年1回開催され、活動状況の評価、業務計画の審議等、ITU-Dの活動全般について助言を行う。2017年10月に開催された世界電気通信開発会議WTDC-17において、米国のマッケルバン女史が新議長に任命された。今会合はWTDCの後、最初の開催であり、4年間の運用計画が議論された。鳥越ITU-D次長が、期間を通じて議長をサポートした。40か国から、約100名が参加した。日本からは総務省国際政策課長屋課長補佐、川角参与（SG1副議長）、が参加した。

1.2 主な結果：

(1) ITU-D運用計画2019～2022

ブエノスアイレス行動計画（BuAP）、地域イニシアティブ（RI）及び世界電気通信開発会議2017（WTDC-17）の成果を実施し、戦略的及び財政的枠組みを設定するため、2019年から2022年までの運用計画が議論された。運用計画は、ITU-Dの目的、対応する成果、成果レベルを概説するアウトカム指標、セクターの活動により生み出される成果（成果物とサービス）から構成される。

持続可能な発展目標（SDGs）の適時達成を加速するため、ITU-Dの重要度の高い領域は、（優先順位ではなく）以下のように識別された。

- ①国際協力と合意
- ②電気通信/ICTを活用した安心と安全の確立、インフラとサービスの開発
- ③持続可能な電気通信/ICT開発に資する政策と規制環境の実現
- ④持続可能な発展（デジタル社会への移行を含む）のために人々と社会に権限を与える電気通信/ICTアプリケーションの開発と利用

ンの開発と利用

(2) セクター間調整チーム会合（ISCT）の設立

前会期、第二研究委員会（SG2）課題9「R及びTセクターのうち、途上国の関心のある事項」がWTDC-17で廃止されたことを受け、その機能を代替するために設立が提案された。TDAG、無線通信諮問会議（RAG）、電気通信標準化諮問会議（TSAG）からの代表2名ずつで構成され、セクター間の作業の重複を避け、セクター間の調整を行うことを目的としている。

出席者から活動への異議はなかったものの、3セクターの調整の中で、最終判断を誰が行うかという点について、多くの意見が寄せられ、調整チームに事務総局（GS）を含むべきではないか、理事会に判断を仰ぐべきではないか、セクター間調整タスクフォース（事務総局次長をトップとし、事務局内の調整を行う）との差別化を行うべき、との意見が出たため、引き続き議論を行うこと、本議論を理事会に報告することが合意された。

(3) 全権委員会議（PP）決議及び各セクター決議の整理（ロシア提案）

PP決議と各セクター決議の間の重複を排除し、整理することを提案するもの。他セクターの諮問会議にも同様の提案が行われている。内容がDセクターの範囲を超えていることから、PP-18の結果に基づいて、Dセクター決議を2019年以降整理することとなった。

(4) 次回SG2での防災ワークショップの開催（日本提案）

2018年5月に開催されるSG2において早期警戒警報をテーマとした防災ワークショップの開催を提案し、多くの国の賛同を得て、承認された。本来であれば、SGで決議するものであるが、準備期間の関係からTDAGに提案を行った。

サヌー ITU-D局長から日本の貢献への感謝が述べられた。シャラファトSG2議長（イラン）より、今年10月のラポータ会合でもワークショップを開催すべき旨の発言があった。

(5) ICT開発指標の決定メカニズムの透明性確保及びデジタルエコノミーに関する新指標の導入（中国提案）

中国から、ICT開発指標（IDI）の決定プロセスに、寄書ベースの議論を取り込むこと、また新指標としてデジタルエコノミー及びICTアプリケーションに関する指標を採用することが提案された。中国は昨年のWTDC-17アジア太平洋地域準備会合の段階から同様の提案を繰り返している。

日本を含め複数の国から、IDIを議論しているITU-D統計専門家会合で議論すべき内容である、また新指標を採用するのは早すぎるという意見が相次ぎ、統計専門家会合で議論が行われることになった。

ロシアも透明性確保に関する提案を行っていたが、会議前に取り下げ、会議中の発言はなかった。

1.3 所感

WTDC-17で強調された国連のSDGs（2030年アジェンダ）及びWSIS Action Line達成に国連専門機関の中でICTに関するLeading OrganizationであるITUがいかに貢献するかはITU-Dにとって重要なテーマである。特にSDGsゴールe-health（G3）、e-education（G4）、Building resilient infrastructure（G9）、Combat climate change（G13）がITUに関係が深い。また、WSIS Action LineにおいてもICT infrastructure（C2）、Capacity building（C4）、Security（C5）、Environment（C6）、E-applications（C7）もITUの貢献が求められている。一方では、ITUの予算的な制約が報告されており、フォーラム、ワークショップ、セミナーなどの活動はITUとして可能だが、プロジェクトとなると外部の援助機関やPPPに頼ることになり、ITUの主体性が確保されていない。2018年10月～11月の全権委員会議（PP-18、ドバイ）後の新しいITUの体制に期待したい。

2. ITU-D Study Group 1及び2会合

2.1 概要

(1) 日時：SG1 2018年4月30日～5月4日

SG2 2018年5月7日～5月11日

(2) 出席者：約30か国から約130名が参加。日本からは総務省国際政策課 長屋課長補佐、後藤係長、川角参与（SG1副議長、Q5/1副ラポータ）、松本総務省参与（Q7/1副ラポータ）、梅澤氏（KDDI、Q1/2副ラポータ）、小林氏（NEC、Q1/2副ラポータ）、中島教授（東海大・総務省参与、Q2/2ラポータ）、永沼氏（NEC、Q3/2

副ラポータ）、今中氏（NICT・NTT-AT、Q5/2副ラポータ）が出席。

(3) 場所：ITU本部（スイス・ジュネーブ）

(4) 会合概要：

開発途上国への電気通信及びICTに関する技術援助等を行うため、1992年に電気通信開発局（ITU-D）を設置し、その活動として、研究委員会（SG）では開発途上国が関心を持つ電気通信及びICTの特定の課題について研究を行っている。2017年に開催されたWTDC-17において、今後4年間の研究内容を議論、合意した。SG1は「電気通信/ICT開発のための環境整備」、SG2は「持続的な開発を促進するためのICTサービス及びアプリケーション」を研究対象とし、その下にそれぞれ7課題が設置された。ITU-D内及び他セクターとの重複を避けるため、前会期より4課題が削減されている。また参加者の混乱を避けるため、SG1は前研究会期と比べて、より規制及び政策に焦点を合わせるようタイトルの修正、課題が整理された。今研究会期（2018年～2021年）最初の会合であることから、各研究課題のラポータ、副ラポータの任命や作業計画の決定、課題ごとのAnnual Progress Reportの義務化が審議された。

2.2 新研究期の課題構成

SG1 電気通信/ICT開発のための環境整備

Q1/1 途上国におけるブロードバンド整備のための戦略と政策

Q2/1 デジタル放送への移行及び導入、移行後の周波数帯を利用した新サービス導入のための戦略、政策、規制、方法

Q3/1 クラウドコンピューティング、m-サービス、OTTを含む新興テクノロジー：途上国の挑戦及び機会、経済及び政策への影響

Q4/1 国内電気通信/ICTネットワークに関連するNGNを含むサービスのコストの決定方法、経済政策

Q5/1 ルーラル及び遠隔地域のための電気通信/ICT

Q6/1 消費者情報、保護及び権利：法律、規制、経済基盤、消費者ネットワーク

Q7/1 障がい者、特別なニーズのある人々の電気通信/ICTサービスへのアクセス

SG2 持続可能な開発の促進のためのICTサービス及びアプリケーション

Q1/2 スマートな都市及び社会の創造：持続可能な社会経済発展のためのICTの活用

- Q2/2 e-Healthのための電気通信/ICT
- Q3/2 情報通信ネットワークの安全確保:サイバーセキュリティ文化を発展させるためのベストプラクティス
- Q4/2 適合性及び相互接続性 (C&I) プログラムの実施、偽造ICT機器及びモバイル機器の盗難への対抗措置のための途上国への支援
- Q5/2 電気通信/情報通信技術 (ICT) を活用した災害リスクの軽減と管理
- Q6/2 ICTと環境 (ICT機器の廃棄物対策を含む)
- Q7/2 電磁界の人体被ばくに関する対策及び政策

2.3 主な議論:

(1) ラポータ・副ラポータの任命

各SGの14課題に対して、ラポータ、副ラポータが任命された。2017年のWTDC-17以降、各国から立候補を受け付けた結果、延べ155名が立候補した（同一人物の複数課題への立候補を含む）。それを受け、地域、使用言語、ジェンダー・バランスや前会期からの継続性などを考慮し、SG1&2両議長及びサヌー ITU-D局長が立候補者間の調整を行い、SG前日のマネージメント会合で確認、それぞれ初日のプレナリで合意された。

日本からは、川角総務省参与がQ5/1副ラポータ、松本総務省参与が前会期に引き続きQ7/1副ラポータ、梅澤氏 (KDDI) 及び小林氏 (NEC) がQ1/2副ラポータ、中島教授 (東海大・総務省参与) が前会期に引き続きQ2/2ラポータ、永沼氏 (NEC) が前会期に引き続きQ3/2副ラポータに、今中氏 (NICT・NTT-AT) が前会期に引き続きQ5/2副ラポータに任命された。

各国の提案がほぼ受け入れられる形となったが、参加者からは、アフリカ仏語圏地域出身のラポータが少ないとの指摘やSG2の7課題中5課題が共同ラポータとなり、また人気のあったQ1/2は13名の副ラポータ、Q3/2は12名の副ラポータが任命される等、責任の所在が曖昧になるのではないかと懸念が残った。

(2) 作業計画の策定

今研究会期における各研究課題の作業計画やスケジュールについて議論が行われ、2018年、2019年、2020年のラポータグループ会合で各国から収集されたケーススタディの分析やワークショップの開催を通じて策定されたベストプラクティスとともに報告書のドラフティングを推進し、2019年と2020年のSG会合でそれぞれ進捗状況報告及び最終報告書のドラフトを行い、2021年の最後のSG会合では、最終報告書、ガイド

ライン、ハンドブックを取りまとめるほか、WTDC-21に提出する勧告案について審議することとされた。

なお、新しく就任したMs. Regina Fleur ASSOUMOU-BESSOU SG1議長（コートジボワール）より、Interaction, Innovation, Implementationの3つのIを念頭に置き、今期研究活動に取り組んでほしい旨指示があった。また、各研究課題の最終報告書の構成案について議論が行われたほか、ITU-T、ITU-R、ITU-D SG1、SG2の他の研究課題との連携及び重複回避等について多くのコメントがあった。特にWTDC-17決議9においてITU-Rとの連携強化を決定したことから、各研究課題においてフォーカスポイントを定めてITU-Rの関連SGと緊密に連携することが求められた。

日本は、前研究会期の経験からSGの研究におけるワークショップ開催の重要性に基づき、今研究会期中のQ1/2、Q3/2、Q5/2におけるワークショップ開催計画を提案し、Prof. Ahmad Reza SHARAFAT SG2議長（イラン）から日本の貢献に対する感謝及び参加者からの賛同を得た。SG2議長より、各ラポータ会合でワークショップを開催することが各ラポータに推奨（SG会合では十分な時間が取れないため）されたことから、全ての課題がワークショップ開催を作業計画に含めた。ワークショップを調整するため、Mr. Filipe Miguel ANTUNES BATISTA SG2副議長（ポルトガル）が担当者に任命された。

(3) ベストプラクティスの共有

各研究課題において、各国寄書でベストプラクティスの紹介や、他セクターのSGからのリエゾン文書への回答方法が検討された。日本からは、Q7/1において、松本副ラポータより、高齢者・障害者等に配慮した電気通信アクセシビリティガイドラインに関する紹介を行い、参加者から高い評価及び関心が示された。SG1において寄書が多かったのは、イラン科学技術大学の7件、アルジェリアの4件、中国及びブータンの3件。全体で82件の寄書が提出され、うちQ1/1あてが25件とQ3/1あてが16件と他の課題の4～9件と比して多くなっている。

SG2では、日本から、東海大学の鳥にワイヤレストークンを装着し、鳥の行動範囲を把握し、鳥インフルエンザの感染経路の監視を行う技術をQ2/2に紹介。また、東京オリンピックパラリンピックに向けて小型ICT廃棄物のリサイクルを目指すメダルプロジェクトをQ6/2に紹介し、途上国から好評を得たため、次のラポータ会合に詳細を紹介することとなった。他にはブルンジにおけるサイバーセキュリティ、電子廃棄物及び電磁放射低減の制度作成の取組みの紹介、インドから地震

観測早期警戒システムを含む防災の取組みなどが紹介された。中国がSG2中最も寄書が多く、特にQ1/2には5件のスマートシティに関するベストプラクティスを紹介した。

(4) 早期警戒システムのパネルセッション

日本の提案、米国の協力により、5月8日（火）午後に早期警戒システム（EWS）に関するパネルセッションが開催された。今中Q5/2副レポートがモデレーターを務め、過去の災害の教訓に基づき、災害を検出し、それを警告するための実現例及び最新の技術について、国連機関、政府、産業、研究分野の専門家（FCC、WMO、イリジウム、欧州中東アフリカ衛星運営者協会及び長屋総務省課長補佐）がプレゼンを行ったのち、途上国を含め多くの参加者から時間を延長して質問を受けた。

EWSの導入にあたっては、技術レベルを含む途上国のニーズを考慮すること、子供の誘拐やテロリズムを含めた複数の災害に対応するためシステムの柔軟性を確保すること、規制の柔軟性を確保することなどがまとめられた。

2.4 次回の予定

2018年9月17日～28日 SG1 レポートグループ会合（スイス・ジュネーブ）



■写真1. 日本が寄贈した桜がおりしも満開

2018年10月1日～12日 SG2 レポートグループ会合（スイス・ジュネーブ）

3. 所感

今期初のSG1、G2会合で、新議長、新レポート、副レポートの体制が発足した。まだ、入力寄書は少なかったが、中国、イラン、アフリカ諸国からの寄書が目立った。Q1/1 (Broadband policy)、Q3/1 (Cloud computing)、Q1/2 (Smart society)、Q3/2 (Security) への入力寄書が多く、メンバーの関心の高さがうかがわれた。日本が災害緩和へのICTの活用方法についてワークショップを開催し、次回以降のワークショップ開催を提案した。それを受けて他の課題についてもワークショップを開催することになった。入力寄書だけでなくワークショップによる啓発は新しいアプローチとして関心を集めた。中国の目覚ましい進歩は最近の提出寄書にも表れている。e-healthへのブロックチェーン技術応用の寄書は中島レポートも賞賛していた。また、理事会の承認を得て、今年限りの試行としてSME（中小企業）がノンメンバーでも秋のレポート会合に無料で参加できることになった。Dセクターの分野でもSMEの活躍が期待されていることから、日本からSMEの参加、製品紹介などが期待されている。



■写真2. Pointe de la Jonction
ジュネーブ郊外にありレマン湖から流れ出るローヌ河（左）とモンブラン山塊からのアルプ川（右）が合流する地点



■写真3. サン＝ピエール大聖堂からのジュネーブ市街の眺め

5.3 研究委員会（SG）

5.3.1 研究委員会等の構成及び議長・副議長

2018 年 12 月現在

	テーマ	議長	副議長
SG1	Enabling environment for the development of telecommunications/ICTs 電気通信／ICT 開発のための環境整備	Ms Regina Fleur Assoumou-Bessou （コートジボワール）	Ms Sameera BELAL MOMEN MOHAMMAD（クウェート） Mr Amah Vinyo CAPO（トーゴ） Mr Ahmed Abdel Aziz GAD（エジプト） Mr Roberto HIRAYAMA（ブラジル） Mr Vadim KAPTUR（ウクライナ） Mr Yasuhiko KAWASUMI（日本） Mr Sangwon KO（韓国） Mr Víctor MARTÍNEZ（パラグアイ） Mr Peter Ngwan MBENGIE（カメルーン） Ms Amela ODOBAŠIC（ボスニア・ヘルツェゴビナ） Mr Kristián STEFANICS（ハンガリー） Mr Almaz TILENBAEV（キルギスタン）
SG2	ICT services and applications for the promotion of sustainable development 持続可能な開発の促進のための ICT サービス及びアプリケーション	Mr Ahmad Reza Sharafat （イラン）	Mr Nasser AL MARZOUQI（アラブ首長国連邦） Mr Filipe Miguel ANTUNES BATISTA（ポルトガル） Ms Nora Abdalla Hassan BASHER（スーダン） Ms Celina DELGADO（ニカラグア） Mr Yakov GASS（ロシア） Mr Ananda Raj KHANAL（ネパール） Mr Roland Yaw KUDUZIA（ガーナ） Mr Tolibjon Oltinovich MIRZAKULOV（ウズベキスタン） Mr Henry Chukwudumeme NKEMADU（ナイジェリア） Ms Ke WANG（中国） Mr Dominique WÜRGES（フランス）

5.3.2 作業方法

ブエノスアイレス行動計画 第4節 - 決議及び勧告 -

決議1（2017年ブエノスアイレス改訂）（仮訳）

ITU電気通信開発部門の手続規則

世界電気通信開発会議（ブエノスアイレス、2017年）は、

- a) ITU電気通信開発部門（ITU-D）の機能、義務、組織に関するITU憲章第21、22、23条の規定及びITU条約第16、17、17A、20条の規定、
 - b) ITUの会合や総会への提案の提出期限及び参加者の登録手続きに関する全権委員会決議165（グアダハラ、2010年）及び全権委員会決議で採択されたITUの会議、総会、会合に関する一般規則、
 - c) ITUの戦略、財務及び運用計画に関する全権委員会決議72（釜山、2014年）を考慮し、
- また、
- a) ITU-Dはとりわけ、電気通信開発研究委員会、電気通信開発諮問委員会（TDAG）及び開発部門の行動計画の枠組み内で組織された地域及び世界会合を通じて活動していること、
 - b) 条約No.207Aに従い、世界電気通信開発会議（WTDC）は憲章No.145Aに従った開発部門の活動を管理するための作業の方法と手続の採択が承認されていること、
 - c) 全権委員会決議の決定に従って、ITUの会議や総会は、原則として、同じ年ではなく、その年の最終四半期に開催されること、
- も考慮して、

ITU-Dにおいては、矛盾がある場合には、連合の憲章、条約及び会議、総会、会合の一般規則が（この順序で）この決議に優先することを念頭に置いて、この決議及びその附属書の規定によって上記考慮事項の中で言及した条約の一般規定を補足するべきであると決議する。

第1節 - 世界電気通信開発会議

1.1 世界電気通信開発会議（WTDC）は、ITU憲章第22条、ITU条約第16条及び、連合の会議、総会、会合の一般規則で割り当てられた職務を行う際に、組織、作業計画、予算管理及び編集事項に対処し、また必要に応じて他の具体的な事項を検討するために、委員会及び複数のグループを設定して各会議の作業を行うものとする。

1.2 WTDCは、会議の議長が主宰し、会議の副議長ならびに委員会の議長と副議長及び会議で創設されたグループから成る運営委員会を設けるものとする。

1.3 WTDCは、連合の会議、総会及び会合の一般規則（通則、No.69-74）に、その職務と責任が示されている予算管理委員会及び編集委員会を設けるものとする。

a) 予算管理委員会は、とりわけ、推定される会議の総費用を調査し、次回のWTDCまでのITU電気通信開発部門（ITU-D）の財政需要及び、会議の決定事項の実行に伴うITU-D及びITU全体の費用を概算する。

b) 編集委員会は、決議などのように、WTDCの審議から生じる本文の文言を、その意味や要旨を変えることなく完成し、連合の公用語で本文を調整する。

1.4 運営委員会、予算管理委員会及び編集委員会に加えて、次の二つの委員会が設けられている。

a) ITU-D作業方法委員会：委託事項は、加盟国間の協力に関する提案や寄与文書を検討すること、ITU-D研究委員会の作業方法と機能を評価すること、プログラムの配信を最大化するための選択肢の評価ならびに識別をし、そして研究委員会の研究課題、プログラム及び地域の取組みの相乗効果を強化する目的で、その適切な変更を承認すること、会議に提出された電気通信開発諮問委員会（TDAG）と研究委員会の報告及び、ITU加盟国、ITU-Dセクターメンバーとアカデミアの提案に基づいて、報告を本会議に提出することである。

b) 目標検討委員会：委託事項は、目標の成果や成果を再検討し承認すること、関連する研究委員会の研究課題と地域の取組みについて再検討して合意し、それを実施するための適切な指針を確立すること、関連決議を再検討して合意すること、管理の有効性と説明責任の向上を目指して、成果が結果に基づく管理の取組みに従っていることを確実にすることである。

1.5 WTDCの本会議は、ITUの会議、総会、会合に関する一般規則No.63に従い、必要に応じて、特定の事項への取組みを達成する他の委員会またはグループを設けることができる。委託事項は決議の確立に含まれるべきである。

1.6 上記の§§1.2から1.5で言及されるすべての委員会とグループは、必要な場合、会議の承認により予算の制限内で、編集委員会を除いて通常、WTDCの終了と共に消滅するものとする。故に編集委員会は、会議で割り当てられたように課題を完了するために、WTDCの終了後に会合を開催することができる。

1.7 WTDC総会の開会に先立ち、ITUの会議、総会、会合に関する一般規則No.49に従って、代表団の長はWTDC及びその委員会やグループの議長及び副議長への提案を含めて、最初の本会議の議題を作成し、会議の組織に向けた提案を行うために会合するものとする。

1.8 WTDCの作業プログラムは、ITU-Dの重要な管理及び組織上の側面を考慮するのに十分な時間を提供するように計画されるものとする。以下は一般規則である。

1.8.1 WTDCは電気通信開発局（BDT）の局長からの報告を考慮し、条約No.208に基づき、電気通信開発の研究課題と優先順位を定義する作業プログラムと指針を構築し、ITU-Dの作業プログラムに方向性と指針を提供するものとする。WTDCは研究委員会を維持、終了または設立する必要性を決議し、それぞれに研究課題を割り当て、代表団

の長の意見を考慮して、研究委員会、TDAG及びそれが設立している他のグループの議長や副議長を、条約第20条を考慮して任命するものとする。研究委員会の議長自身は、議長を務める研究委員会に関する事項について情報を提供するために会議中、WTDCに出席するものとする。

1.8.2 WTDCは、決議や勧告と同様に、プログラムや地域の取組み、ITU戦略計画案へのITU-Dの寄与文書、ITU-D研究委員会の研究課題を含めた宣言、行動計画を策定するものとする。

1.9 WTDCは、今後のWTDCの継続期間または議題について意見を述べることができる。

1.10 WTDCの間、代表団の長は以下のために会合するものとする。

- a) 作業計画、特に研究委員会の憲章に関する提案を検討する。
- b) 研究委員会、TDAG及びWTDCが設けたその他のグループの議長や副議長の任命に関する提案を起草する（第3節を参照）。

1.11 §1.8.1に示されている場合、WTDCは、複数の新たな、もしくは改訂された勧告、及び勧告の削除の承認を考慮するように要請されることがある。こうした行動を提案する研究委員会またはTDAGの報告書は、その行動が提案される理由についての情報を含まなければならない。

1.12 投票

WTDCで投票する必要がある場合、投票は憲章、条約及びITUの会議、総会、会合に関する一般規則の関連する節に従って実施される。

1.13 条約No.213A、及び決議24（改訂、ブエノスアイレス、2017年）に従い、WTDCはその権限内で、特定の事項について、これらの事項について推奨された行動を指示しながら、TDAGに代理で行動するよう割り当てることができる。

1.14 TDAGは以前の会議で行われた要請に応じて、今後のWTDCと同様にITU-Dの研究の進展に関する議題に含めることがある事項の進捗状況に関して、次回のWTDCに報告するものとする。

第2節 — ITU-D の文書

2.1 一般原則

下記の§2.1.1 及び§2.1.2 では、「テキスト」という用語が、§§2.2 から 2.10 で定義されている ITU 電気通信開発部門（ITU-D）の宣言、行動計画、目的、プログラム、決議、決定、研究課題、勧告、地域イニシアティブ、報告書、ハンドブック、その他の文書で使用される。

2.1.1 テキストの提示

2.1.1.1 テキストは、必要な内容を考慮してできるだけ短くし、目的、決議、または研究課題／トピック、または研究中の目的、決議、研究課題／トピックの一部に直接関連付けなければならない。

2.1.1.2 各テキストには、翻訳、修正、または変更の提案なしに、関連するテキストへの参照、及び必要に応じて、ITU の基本テキストの関連規定への参照を含めることができる。

2.1.1.3 テキストは、必要に応じて、その番号、タイトル、最初の承認の年の表示、及び改訂の承認の年を提示しなければならない。

2.1.1.4 これらのテキストのいずれかに対する附属書は、同等の地位を有するとみなされるべきである。

2.1.2 テキストの公表

2.1.2.1 すべてのテキストは、承認後できるだけ早期に電子形式で公表されるものとし、また ITU の公表方針に従って紙の形式で利用可能にすることもできる。

2.1.2.2 承認された WTDC の宣言、行動計画、目的、プログラム、決議、決定、研究課題、勧告及び成果報告（報告が 50 ページを超える場合、§12.4.1 を適用。）は、ITU の公用言語で実行可能な限り早期に ITU により公表される。その他のテキストは、関連するグループの決定に応じて、できるだけ早く、英語のみ、または ITU の公用 6 言語で公表される。

2.2 ITU-D 宣言

2.2.1 定義

世界電気通信開発会議（WTDC）によって確定された主な成果と優先事項の声明。宣言は通常、会議の開催地にちなんで名付けられる。

2.2.2 承認

WTDC は、加盟国及び ITU-D セクターメンバーによる提案に基づいて、電気通信開発諮問委員会（TDAG）による提案、電気通信／ICT の開発における新たな動向、及び特に開発途上国において新たに生じた課題を考慮して、WTDC 宣言を検討及び承認するものとする。

2.3 ITU-D 行動計画

2.3.1 定義

電気通信／ICT のネットワーク及びサービスの公平で持続可能な発展を促進する包摂的なパッケージ。それは地域の特定のニーズに取り組むことを目的とした研究委員会の研究課題、プログラム及び地域イニシアティブから構成。行動計画は通常、会議開催地にちなんで名付けられる。

2.3.2 承認

WTDC は、加盟国と ITU-D セクターメンバーによる提案に基づいて、TDAG による提案を考慮し、発展途上国のニーズに特別な注意を払いながら、WTDC 行動計画を検討し承認するものとする。

2.4 ITU-D の目的／プログラム

2.4.1 定義

行動計画の重要な要素であり、加盟国及び ITU-D セクターメンバーから、すべての人々のために情報社会を構築する努力を支援するよう要請された場合に、BDT が用いるツ

ールキットの構成要素を成すもの。目的／プログラムの実施においては、WTDC から出された決議、決定、勧告及び報告を考慮に入れるべきである。

2.4.2 承認

WTDC は、加盟国と ITU-D セクターメンバーによって提案された新たな目標／プログラムを検討し、承認するものとする。

2.5 地域イニシアティブ

2.5.1 定義

地域イニシアティブは、行動計画の一部であるプロジェクトを実施するためのパートナーシップ及び資源動員を通じて、特定の電気通信／ICT の優先分野に取り組むことを目的とする。

2.5.2 承認

WTDC は、加盟国及び ITU-D セクターメンバーによって提案された新たな地域イニシアティブを検討し、承認するものとする。

2.6 ITU-D の決議／決定

2.6.1 定義

ITU-D の組織、作業方法、プログラム、及び検討すべき研究課題／トピックに関する規定を含む WTDC のテキスト。

2.6.2 承認

WTDC は、TDAG による提案を考慮に入れて、加盟国及び ITU-D セクターメンバーによって提案された改訂または新たな決議／決定を検討し、承認するものとする。

2.6.3 削除

WTDC は、TDAG による提案を考慮に入れて、加盟国及び ITU-D セクターメンバーからの提案に基づいて決議／決定を削除することがある。

2.7 ITU-D の研究課題

2.7.1 定義

研究対象の作業領域を規定。通常、新規または改訂された勧告、ガイドライン、ハンドブック、または報告書の作成に繋がる。

2.7.2 採択と承認

研究課題を採択し承認するための手順は、本決議第 5 節に規定する。

2.7.3 削除

研究課題を削除する手順は、本決議の第 6 節に規定する。

2.8 ITU-D に関する勧告

2.8.1 定義

ある研究課題、研究課題の一部に対する回答、または ITU-D の作業を組織化するための決議。これは、既存の知識及び研究委員会によって行われた研究や既存の知識の範囲内で、確立された手順に従って採択されたものであり、技術、組織、料金、運用の問題に関して、作業方法も含めて、ガイダンスを提供でき、特定のタスクに対応するための望ましい方法または提案された解決策を記述でき、または特定のアプリケーションのた

めの手順を推奨できる。これらの勧告は、国際協力の基盤として十分に機能するべきである。

2.8.2 採択と承認

勧告を採択及び承認するための手順は、本決議第 7 節に規定する。

2.8.3 削除

勧告を削除するための手順は、本決議第 8 節に規定する。

2.9 ITU-D 報告書

2.9.1 定義

現行の研究課題または決議に関連する所与の課題に関する研究委員会によって作成された技術、運用または手順に関する声明。いくつかの種類の報告書が第 3 節の § 12 で定義されている。成果報告書は研究の主な結果を表しており、関連する研究委員会によって検討され承認されるべきである。

2.9.2 承認

各研究委員会は、可能であれば合意により、改訂または新たな成果報告書を承認することができる。

2.9.3 削除

各研究委員会は、可能であれば合意により、ITU-D 成果報告書を削除することができる。

2.10 ITU-D ハンドブック

2.10.1 定義

開発途上国の要望に特に注意を払いつつ、電気通信／ICT の特定の側面における既存の知識、現在の研究のポジション、または良好な運用もしくは技術的実践の記述を提供するテキスト。

2.10.2 承認

各研究委員会は、可能であれば合意により、改訂または新たなハンドブックを承認することができる。研究委員会は、関連する作業部会にハンドブックを承認する権限を付与することができる。

2.11 ITU-D ガイドライン

2.11.1 定義

ガイドラインは、記述された寄書、ディスカッション、研究、分析、研究委員会参加者のアイデアや経験を反映したさまざまな選択肢を提示する。その目的は、社会的・経済的発展のための国内的及び国際的な目標の達成を促進することができる強固な電気通信分野を提供するために ITU メンバー及びその他を支援するための選択肢のメニューを作成することである。メンバー及びその他は、それぞれ個別の状況に応じて賛成できる適切なガイドラインを適用するよう奨励される。ベストプラクティスのガイドラインは必須ではなく、ガイドライン全般を考慮することを推奨はされるが、適用できない、または不適切な提案を採用する必要はない。

2.11.2 承認

各研究委員会は、可能であれば合意により、改訂または新たなガイドラインを承認することができる。

第3節 ー 研究委員会とその関連グループ

3 研究委員会とその関連グループの分類

3.1 世界電気通信開発会議（WTDC）は、ITU条約No.211で参照される問題など、特に発展途上国の興味を引く電気通信事項を各自、研究する研究委員会を設立する。研究委員会は、条約No.214、215、215A及び215Bを厳密に守るものとする。

3.2 作業を促進するために、研究委員会は具体的な研究課題やその一部に対処するための作業部会、報告者グループ及び共同報告者グループ（JRG）または報告者間グループ（IRG）を設立することができる。

3.3 適切な場合、地域グループは、研究課題または問題、連合の複数の地域の枠組みの中での研究を価値あるものにする具体的な性質を研究するために、研究委員会内に設立できる。

3.4 地域グループの設立は、対応する研究委員会、その関連グループまたは条約No.209Aに基づき設立された他のグループによって、グローバルレベルで行われている作業の重複を生じさせてはならない。

3.5 複数の研究委員会からの専門家の参加を必要とする研究課題のために、共同報告者グループ（JRG）を設立することができる。特に断りのない限り、JRGの作業方法は、報告者のグループのものと同一であるべきである。JRGが設立される時は、その委託事項、指揮命令系統及び最終的な意思決定権が明確に特定されなければならない。

3.6 組織化時にICGとIRGを確立するための手順及びこれらのグループでの作業の実施はWTDC決議59に規定されている。

3.7 報告者グループ、JRGまたはIRGは、関連する参照事項に示されているとおりに、成果報告書のドラフトを所属する研究委員会に提出しなければならない。作業部会は、研究委員会による検討のためにドラフトレポート、ガイドライン、その他のテキストを作成する。ITU電気通信開発セクター（ITU-D）、加盟国、セクターメンバー、アソシエイト及びアカデミアへの資源の影響を制限するために、研究委員会は、可能であれば合意により、最小数の作業部会のみを設立し、維持するものとする。

4 議長及び副議長

4.1 WTDCによる議長と副議長の選任は、関係する研究委員会が検討する事項と、必要な経営手腕の面の両方で実証された能力に主に基づくものとする。その際、指導者の地位における男女のバランス及び公平な地理的分布を促進し、特に加盟国とセクターメンバーを介して発展途上国の参加を促進する必要性を考慮する。

4.2 WTDC決議2によって定められた任務の範囲内で、研究委員会の議長は、研究委員会の副議長と協議した後、作業を分配するための適切な構造を確立する責任を負うもの

とする。研究委員会の議長は、彼らの研究委員会内または共同調整活動内で彼らに要求される義務を遂行する。

4.3 副議長の任務は、公式なITU電気通信開発部門（ITU-D）の会合での議長の代理、または議長が研究委員会の職務の継続が不可能な場合の議長の交代を含む、研究委員会の管理に関する事項で議長を支援することとする。各副議長には、WTDCから求められた成果を生み出す際に議長及び研究委員会を支援することを含め、研究委員会副議長と協議した後、議長によって特定の機能が割り当てられるべきである（下記§5.6を参照）。

4.4 研究委員会の副議長は、研究期間中に同時に2つ以上のポストを占めないことを唯一の制約として、作業部会、JRGまたはIRGの議長または報告者として順番に選出されることができる。

4.5 副議長の任命は、WTDC決議61（2014年ドバイ改訂）と全権委員会議決議70（2014年釜山改正）を考慮して、6つの地域間で公平な地理的分布を確保するため、各地域からの2人の候補者に限定される。

4.6 作業の公平な配分を確保し、研究委員会の管理と作業、そしてTDAGの作業に副議長がより積極的に関与するためには、副議長がITU-D研究委員会内の作業部会の議長を含む、新規または既存の活動の主導的役割を担うように最初に考慮されるべきである。

4.7 研究委員会の議長は研究委員会を代表するためにWTDCとTDAGに参加するべきである。

5 ラポータ

5.1 ラポータは、研究課題の研究の促進及び新規及び改訂済みの報告書、意見や勧告を発展させるために、研究委員会が任命する。ラポータはただ1つの研究課題に責任を持つことがある。

5.2 IRGのラポータは、WTDC決議59に従って任命される。

5.3 研究の性質上、ラポータの任命は、研究対象の専門知識と、作業を調整する能力の両方に基づくものとする。ラポータによる期待される作業の要素は、本決議の附属書5に記載されている。

5.4 期待される結果を含むラポータの作業への明確な委託事項は、必要に応じて研究委員会が対応する研究課題に追加しなければならない。

5.5 一人のラポータと複数の副ラポータが必要に応じて、各研究課題に対して研究委員会によって任命される。ラポータの都合が付かない時は、副ラポータが自動的に議長を引き継ぐ。これには、下記の§8.1に従ってラポータを参加者に指名した加盟国またはITU-Dセクターメンバーをもはや代表しないラポータの場合も含まれる。副ラポータは、加盟国、セクターメンバー、アソシエイトまたはアカデミアの代表者でもよい¹。副

¹ これらには、電気通信／ICTの開発に関心のある大学、研究機関が含まれる。

ラポータが残りの研究期間、ラポータの後任になるように招聘される場合、新しい副ラポータは関係する研究委員会の会員の中から指名される。

5.6 §13.2.2に規定されている翻訳の期限を満たすすべての寄書に対して、ラポータは、すべての副ラポータからの支援を得て、教訓や提案されたベストプラクティスをまとめた寄書を作成し、公表し 会議に提出する。この寄書を準備するために、ラポータは、§17.4で参照され附属書2で規定されているように、寄書テンプレートのボックス2に含まれる情報を使用しなければならない。

6 研究委員会の権限

6.1 各研究委員会は、WTDCにより、もしくは以下の第7節に従って、承認のための勧告案を作成することができる。どちらの手続きに従って承認された勧告も同じ重要性を持つものとする。

6.2 各研究委員会は、以下の第4節の§18.2及び§19に記載されている手続きに従って、研究課題案を採択することもできる。

6.3 上記に加えて、各研究委員会は指針や報告、ハンドブックを採択する能力があるものとする。

6.4 得られた結果の実施が、研修会、地域会合、または調査などの電気通信開発局（BDT）の活動による場合、これらの活動は毎年の運用計画に反映され、関連する調査研究課題と連携して実施されるものとする。

6.5 報告者グループの委託事項が研究期間の終了以前に完了している場合、研究委員会は加盟国による再検討のために、指針、報告、ベストプラクティス及び勧告を速やかに発表しなければならない。

6.6 重要なトピックや問題について、ITUメンバーシップ以外から招待された専門家と情報を交換するためのワークショップ、セミナー、その他のイベントが、研究委員会の会合中またはその周辺で開催されることがある。

7 会合

7.1 研究委員会とその関連グループは通常、ITU本部で会合を持つものとするものとする。

7.2 研究委員会とその関連グループは、加盟国、ITU-Dセクターメンバー、またはこの点に関して連合の加盟国に承認された組織から招待された場合、発展途上国²の出席を容易にすることを考慮して、ジュネーブの外で会合することができる。この招待は通常、WTDC、電気通信開発諮問委員会（TDAG）またはITU-D研究委員会の会合に対してされる場合にのみ考慮されるものとする。この招待が、これらの会合のいずれにもされることができない場合、招待を受理するかどうかの決定は、関係する研究委員会の議

² これらには、後発開発途上国、小島嶼開発途上国、内陸開発途上国及び市場経済移行国が含まれる。

長と協議後のBDTの局長次第である。招待は、評議会がITU-Dに割り当てる資源と一致すれば、局長との協議後、最終的に受理されるものとする。

7.3 地域及び準地域の会合は、情報交換、さらに管理及び技術的経験と専門知識の発展にとって貴重な機会を提供する。発展途上国からの専門家（研究委員会の参加者）が、研究委員会の作業を扱う地域及び準地域の会合に参加して経験を積む更なる機会を提供するために、あらゆる機会が利用されるものとする。この目的のために、研究委員会が扱う主題に関して組織される地域及び準地域の会合への招待は、当該の報告者グループの参加者に適用範囲を拡張すべきである。

7.4 上記の§7.2で言及される招待は、全権委員会議の決議5（京都、1994年）及びITU理事会決議304で規定された条件が満たされる場合にのみ発布、受理され、ジュネーブの外で対応する会合が組織されるものとする。ジュネーブ以外での研究委員会またはその関連グループの会議を開催する招待は、主催国が関連する追加支出を賄い、少なくとも十分な施設、必要な家具や設備を無料で提供するとの合意を示す声明を伴うものとする。ただし発展途上国の場合、主催国の政府が要請すれば設備は必ずしも無料で提供する必要はない。

7.5 発展途上国が電話会議またはその他の代替設備で参加できる可能性と能力を考慮して、研究委員会の関連グループは、ITU本部または地域においてよりもむしろ、電話会議または他の代替手段で開催される会合の方が利益を得るかもしれない。そのような会合を求める報告者の要請は、母体の研究委員会によって提出され承認されるべきである。

7.6 関連グループの会合の日時、会場及び議題は母体の研究委員会によって合意されるものとする。

7.7 招待が何らかの理由でキャンセルされる場合、会合は原則的に当初の予定日に、ジュネーブで開催することが提案されるものとする。

8 会合への参加

8.1 ITU-Dの活動への参加を正式に承認された加盟国、セクターメンバー及びアソシエイト、アカデミア及びその他の事業体は、作業に参加を希望する研究委員会と下位グループで、それらの研究委員会に委託された課題の研究に効果的な貢献をするために名前で登録され、代表として選ばれた参加者を代表するものとする。ITU条約第20条のNo.248Aに従って、会合の議長は、意思決定プロセスに参加することなく、議長による特定の招待が適用範囲を拡張されていない他の会議に参加する権利を専門家に与えることなく、複数の会合で彼らの特定の見識を提示するように、必要に応じて個々の専門家を招待することができる。

8.2 研究課題の活動及びBDTによって実施されるその他の作業との間で調整された努力を可能にするため、能力開発に関するWTDC決議40（ブエノスアイレス改訂、2017年）の規定を考慮し、財務計画及び2年ごとの予算に割り当てられたリソースの中で、

各研究に関連する非公式の円卓会議、セミナー、またはワークショップが各専門家及びその他の人々に関する各研究課題と連携して開催されることが推奨される。

これらの活動から学んだ教訓及び提案されたベストプラクティスは、検討のためにラポータグループによって作成された報告書に記録され、対応する研究委員会への寄書として提出されなければならない。ワークショップから記録された教訓及び提案されたベストプラクティスは、以下の§14.4に従って、関連するITU-D研究課題のためにウェブサイトにも追加されるものとする。

8.3 BDTの局長は、各研究委員会に参加する加盟国、セクターメンバーとアソシエイト、アカデミア及びその他の事業体のリストを最新に維持するものとする。

8.4 可能で実用的な範囲で、研究委員会とその関連グループは、特に障害者のように特定のニーズがある人のために、すべての加盟国、セクターメンバーとアソシエイトまたはアカデミアによる研究委員会の作業への、より広範な参加を奨励し可能にする取組みの一環として、遠隔参加テクノロジーを使用するように努めるものとする。

8.5 各研究課題の報告者は、研究背景にある特定の事項に関する連絡及び情報の交換を促進するために、加盟国、セクターメンバーとアソシエイトまたはアカデミアからの担当者のリストを調整し最新に保つものとする。

9 会合の頻度

9.1 作業部会や報告者グループが必要な報告書を作成し、母体の研究委員会に提出するために年の前半に会合ができるように、研究委員会は原則として2回のWTDCの間に少なくとも年に一度、好ましくは年の後半に会合するものとする。しかし、追加の会合は、先行するWTDCとITU-Dの資源によって定められた優先順位を考慮し、BDTの局長の承認を得て行うことができる。

9.2 作業部会及びその関連する報告者グループは、原則として年二回、少なくとも2回のWTDCの間の期間に会合を持ち、二回目の会合は、母体の研究委員会と連携して開催されるものとする。しかし、追加の会議は、先行するWTDCとITU-Dの資源によって定められた優先順位を考慮し、母体の研究委員会の同意と局長の承認を得て開催することができる。

9.3 作業部会は好ましくは連続して会合するべきであるが、一つの作業部会は必要があるか会議の開催が望ましい場合、個別に会合してもよい（例えばセミナーと共同して）。

9.4 ITU-Dとその作業の参加者の資源を確実に最大活用するために、局長は研究委員会の議長と共同で、会合の予定表を十分前もって定め公表するものとする。予定表は、ITU会議サービスの定員、会合用の文書の要件及び、他の部門やその他の国際的または地域的機関の活動との緊密な連携の必要性などの要因を考慮するものとする。

9.5 各会議の予定表を設定する際には、可能な限り、参加者が関連する研究課題に関する会議に出席できるようにするために、同じ作業部会からの研究課題に関する会議セッションを並行して開催してはならない。他方、理事会によって承認された予算と全権

委員会議によって承認された財務計画で割り当てられた資金の範囲内であれば、マネージメントチームによって必要と認められる場合、各研究課題がその作業を発展させるのに十分な時間を見込んで、より多くの寄書で研究課題に割り当てられた時間を延長するため、異なる作業部会からの研究課題に関するセッションは並行して開催される。

9.6 §9.4に従って会議の予定表を作成する場合、局長は、研究委員会の議長と協力して、できる限り実行的な努力をして、加盟国による主要な宗教的期間と見なされる期間が外れるように会議のスケジュールを組む。

9.7 作業計画を定める際に、会合の予定表は、参加する団体が寄与文書や文書を作成するために必要な時間を考慮しなければならない。

9.8 すべての研究委員会は、最終報告及び勧告案に必要な締切り内に普及できるように、WTDCに十分に先立って会合するものとする。

10 作業計画の作成と会合の準備

10.1 各WTDCの後、作業計画はBDTの支援を受けて、各研究委員会の議長と報告者が提案するものとする。作業プログラムは、WTDCが採択する活動のプログラムや優先順位に注意を払うものとする。作業計画の策定を支援する情報源として、BDTの局長は、適切なBDTのスタッフ（例えば地域の局長、担当者）を介して、地域の事務所やその他の部門で実施されるものをはじめとする、特定の研究課題や問題に関連するすべてのITUのプロジェクトの情報を作成するものとする。この情報は、研究委員会の議長と報告者がその研究課題の研究に資する新規、既存及び継続的なITUの作業を十分に利用できるように、作業計画の開発に先立って提供されるべきである。

10.2 関連する研究委員会の議長、作業部会の議長及びラポータは、開発が計画されているアウトプット及びそれらが提供されると予想される期間を明確に述べた研究課題のための作業計画を作成しなければならない。しかしながら、作業計画の実施は、加盟国、ITU-Dセクターメンバー、アソシエイト及びアカデミア、他の公認された団体及び組織、ならびにBDTから提出された寄書、ならびに会議の参加者によって表明された意見に大きく左右される。アウトプットは、上記の§§6.1から6.6に指定されているものを含む。

10.3 会議の議題、作業計画案及び研究課題のリストの回状は、関係する研究委員会の議長の助けを借りてBDTが作成するものとする。

10.4 その回状は少なくとも会合の開会3ヶ月前に、関係する研究委員会の作業に参加する団体に届かなければならない。

10.5 関係する事業体の代表者が会合に参加する意向を公表できるように、オンラインの登録申込書へのリンクを含む、登録に関する詳細は案内に含まれるものとする。申込書は、参加予定者の氏名、住所及び参加者が要求する言語の表記を含むものとする。申込書は、要求された言語で確実に文書の通訳や翻訳ができるように、会議の開始の45暦日前までに提出されるものとする。

11 研究委員会管理チーム

11.1 各ITU-D研究委員会には、研究委員会の議長と副議長、作業部会の議長と副議長及び報告者と副報告者から成る管理チームがある。

11.2 研究委員会の管理チームは、電子的手段で自身とBDTとの間の連絡を実行できる範囲まで維持する必要がある。適切な連絡会が、他の部門の研究委員会の議長と共に、必要に応じて準備されるべきである。

11.3 ITU-D研究委員会の管理チームは、時間管理計画の再検討と承認を含め、今後の会合を適切に組織するために、研究委員会の会合に先立って会合を開かなければならない。これらの会合を支援し有効性を確認するために、BDTの局長は適切なBDTのスタッフ（例えば地域の局長、担当者）を介して、地域の事務所や他の部門で実施されているものを含む、関連するすべての既存の計画済みITUプロジェクトに関する情報を、研究委員会の報告者に提供するものとする。

11.4 合同管理チームは局長が設立、統轄し、ITU-D研究委員会の管理チームとTDAGの議長で構成される。

11.5 ITU-D研究委員会の合同管理チームの役割は、以下を行うことである。

- a) 研究委員会の予算要件の推定に関してBDTの管理を助言する。
- b) 研究委員会にとって一般的な問題を調整する。
- c) 必要に応じてTDAGまたはITU-D内の他の関係機関へ共同提案を作成する。
- d) その後の研究委員会の会合の日程を最終決定する。
- e) 発生し得る他の問題を扱う。

12 報告書の作成

12.1 研究委員会の作業の報告書には、4つの主要なタイプがあり得る。

- a) 会合報告書
- b) 進捗状況報告書
- c) 出力報告書
- d) WTDCへの議長報告書。

12.2 会合報告書

12.2.1 研究委員会の議長、作業部会の議長または報告者が会合報告書を作成し、BDTの支援を受けて、その作業の成果の概要を含めるものとする。それらは次の会合でのさらなる検討、または研究課題の作業の成果または完成のための勧告、あるいは他の研究課題との整理統合を要する項目も指定しなければならない。報告書には、寄与文書及び／または会合文書への参照、主な結果（勧告及び指針を含む）、今後の作業（必要に応じて、関連するBDTのプログラム活動に組み込むためのBDTへの出力報告書の参照を含む）、作業部会、もしあれば報告者グループと共同報告者グループの計画された会合への指図、及び研究委員会レベルで承認されたリエゾンステートメントが含まれる。

12.2.2 ラポータは、副ラポータの支援を受けて、会議報告を作成しなければならない。これらの報告書は作業結果の要約を含まなければならない。彼らはまた、その後の会議

でさらに研究を要する項目を明確にしなければならない。彼らは、会議への寄書及び／または文書、主要な成果、将来の行動のための指示、及び当該質問に関して計画された会議、ならびに研究委員会レベルで承認された連絡文書を示すべきである。

12.2.3 研究期間中の研究委員会の初会合の報告書は、もしあれば作業部会及び／または報告者のグループ、作成されている可能性のある他のグループの議長と副議長、任命された報告者と副報告者のリストを含むものとする。このリストは必要に応じて、後続の報告書で更新されるものとする。

12.3 進捗状況報告書

12.3.1 以下の項目のリストを進捗状況報告書に含めるように提案されている。

- a) 出力報告書の状況と概略案の簡単な要約
- b) 承認されるべき報告書または勧告の結論またはタイトル
- c) 入手可能な場合、基本文書を含む、作業計画への参照がある作業の状況
- d) 新規または改訂済みの報告書案、指針または勧告、または勧告を含む原文書への参照
- e) その他の研究委員会または組織による活動に対応または、これを要求するリエゾンステートメント案
- f) 割り当てられた研究の一部と考えられる通常または遅延した寄与文書への参照及び、考慮された寄与文書の一覧
- g) 他の組織からのリエゾンステートメントに応答して受理された提出への参照
- h) もしあれば、将来承認される会合の決議と議題案のために残る主要な問題
- i) 最後の進捗状況報告書後、開催された会合の出席者のリストへの参照
- j) 通常の寄与文書または、最後の進捗状況報告書後のすべての作業部会と報告者グループの会合の報告書を含む一時的な文書のリストへの参照

12.3.2 進捗状況報告書は、情報の重複を避けるために会合報告書に言及することができる。

12.3.3 作業部会や報告者グループによる進捗状況報告書は、承認のために研究委員会に提出されるものとする。

12.4 出力報告書

12.4.1 この報告書は予想される成果物、つまり研究の主な結果を表す。対象となる項目は、当該の研究課題の期待される出力に示される。通常その報告書は附属書及び付録、必要に応じて関連する電子参照を含め、最大50ページに制限されるものとする。報告書が50ページの制限を超えると、当該研究委員会の議長と協議の後、附属書と付録は、特に関連があると考えられ報告書の本体が50ページの制限内であれば翻訳せずに含まれてもよい。すべての報告書は可能な範囲まで、利用可能な予算内で、研究課題のための委託事項で合意したページ数まで翻訳されるものとする。

12.4.2 研究委員会の最終の出力報告書を最大限に活用するために、研究委員会は最終の出力報告書や関連する附属書を、その文書記録簿と同様にITU-Dのホームページからアクセスできるオンラインの図書館に、研究委員会が失効していると決定するまで置く

ことができる。研究委員会の出力はBDTのプログラムや地域事務所の活動に組み込まれ、ITU-D戦略目標の実施の一部を成すべきである。

12.4.3 加盟国、特に発展途上国が研究の出力から利益を得る程度を確認し、研究の出力に関して加盟国からのフィードバックを得るのに役立つために、研究委員会の議長が作業部会の議長と研究課題の報告者の助けを借りて、調査またはアンケートが研究期間の終了前に加盟国に送られ、その結果が次の研究期間に役立つように準備することは有用であろう。

12.4.4 ITU-Dメンバー、特に開発途上国の間で問題がどの程度関心を生み出すかを評価するために、各ラポータグループまたは研究委員会会合で発表された寄書について、国または地域ごとに分類した統計を提供すべきである。

12.5 WTDCへの議長報告書

12.5.1 WTDCへの各研究委員会の議長報告書は、BDTの支援と共に、関係する研究委員会の議長の責任であり、以下に限定されるものとする。

- a) 課題の研究期間中に研究委員会が達成した結果の概要。研究委員会の活動にリンクしているITU-D戦略目標の議論を含めて、研究委員会の作業及び達成された成果を述べている。
- b) 研究期間中に加盟国の対応によって承認された、新規または改訂済みの勧告への参照
- c) 研究期間中に削除された勧告への参照
- d) 承認のためWTDCに提出された勧告の本文の参照
- e) 次の研究期間中の研究のために提案された、新規または改訂済みの研究課題のリスト
- f) もしあれば、削除を提案されている研究課題のリスト
- g) 研究委員会の活動を行う際のプログラムと地域事務所との連携の概要

12.5.2 勧告の作成は、連合の一般的な慣行に従うべきである。例には、WTDCの勧告や決議が含まれている。勧告は自立している必要がある。これを達成するために、情報は勧告に追加することができる。模範的な勧告が本決議の付属書1に記載されている。

第4節 一 寄与文書の提出、処理及び発表

13 寄与文書の提出

13.1 寄与文書は、世界電気通信開発会議（WTDC）開始の30暦日前までに提出される必要があり、代表団がその適時な説明と徹底した検討ができるように、どうあってもWTDCへのすべての寄与文書の提出期限は、会議の開始の14暦日前までとする。電気通信開発局（BDT）は、連合の他の公用語へ翻訳する前に、WTDCのウェブサイト上の元の言語で、WTDCに提出されるすべての寄与文書を直ちに公表するものとする。全ての寄与文書はWTDCの7暦日前までに公表するものとする。



13.2 TDAG、研究委員会とその関連グループの会合への寄与文書の提出は以下の通りとする。

13.2.1 各寄書は、研究課題、解決策またはトピック、及びそれが意図されているグループを明確に示し、寄書を明確にするために必要に応じて連絡担当者の詳細を添付する必要がある。

13.2.2 寄付は、会議のために翻訳される場合、会議の45日前までに受領されなければならない。この45日間の期限を過ぎると、寄稿者はオリジナルの言語と、著者によって翻訳された公用言語でドキュメントを送信することができる。この45日の期限を満たしていないが、会議の開催日の少なくとも12日前に受領された寄付は、公表はされるが、翻訳はされない。

13.2.3 加盟国、セクターメンバー、アソシエイト、アカデミアの代表者、正当に承認された事業体や組織及び、研究委員会やその関連グループの議長と副議長は、オンラインで利用できる公式のテンプレートを使用して、現在のITU-Dの研究への寄与文書を局長に提出するものとする。

13.2.4 この寄与文書は、とりわけ、電気通信開発で得た経験の結果に対処し、ケース・スタディを記述し、及び／またはバランスのとれた世界的、地域的な電気通信開発を促進するための提案を含めるものとする。

13.2.5 特定の課題の研究を促進するために、BDTは既存のプログラムや地域事務所の活動に関する情報を含む、研究課題またはケース・スタディの結果に関連する統合文書を提出することができる。この文書は寄与文書として扱われる。

13.2.6 原則的に、寄与文書として研究委員会に提出された文書は5ページを超えないものとする。既存の本文については、資料を詳細に繰り返すのではなく、相互参照が使用されるものとする。情報資料は附属書に掲載され、情報文書として要請に応じて提供することができる。寄与文書の提出用の書式例が本決議の附属書2に掲載されている。

13.2.7 加盟国、ITU-Dセクターメンバー、アソシエイト及びアカデミアは、研究委員会、TDAG及びその他関連するITU-Dグループの会合に寄書を提出する際、必要に応じて、学んだ具体的な教訓及び提案されたベストプラクティスを含めるよう求められる。この決議附属書2の寄書テンプレートは、この目的のための指定されたセクションを含んでいる。寄書テンプレートの適切なボックスに提出された教訓と提案されたベストプラクティスは、以下の§14.4に従って公表されるものとする。

13.2.8 寄与文書は、本文の内容を変更することなく、再フォーマットを最小化してその処理の進展を促すために、オンラインの書式を使ってBDTに提出されるものとする。参加者から提出された任意の寄与文書はBDTによって、下記§16.1に従って研究委員会の議長と報告者に直ちに送られるものとする。

13.2.9 研究委員会の構成員とその関連グループ間の連携は、可能な限り電子的手段によるものとする。BDTはすべての研究委員会の構成員に、その作業のための電子文書への適切なアクセス権を提供し、ITUのすべての公式言語の電子的手段によって、研究委員会の作業の実施を支援するのに適切なシステムや設備の提供を促進するものとする。



14 寄与文書の処理

研究委員会、作業部会または報告者のグループの会合へのインプットは、3種類があり得る。

- a) 行動への寄与文書
- b) 情報のための寄与文書
- c) リエゾンステートメント。

14.1 行動への寄与文書

14.1.1 会合の45暦日前に受理される行動へのすべての寄与文書は、前記の会合の7暦日前に説明、発表されるものとする。この45日間の期限を超えても、寄与文書者は、著者によって翻訳された可能性がある元の言語やすべての公用語で文書を提出することができる。

14.1.2 関連する研究委員会や報告者グループの議長と協議した後、5ページのページ制限を越える行動に対する寄与文書の受理に合意することができる。このような場合、寄与文書の著者が作成しなければならない要約を公開することに合意することができる。

14.1.3 会合の45暦日前であるが少なくとも12暦日前に受領した全ての寄与文書は、公開されるが翻訳されないものとする。事務局はできるだけ早く、受領後の遅くとも3営業日までに、これらの遅延した寄与文書を公表するものとする。

14.1.4 会合の12暦日前にBDTの局長に受理された寄与文書は議題に入れないものとする。それらは配布されず、次の会合に備えて保有されるものとする。例外的に、極度に重要で緊急性があると判断された寄与文書は、これらの寄与文書が会合の開始時に参加者に利用できることを条件として、局長との協議後、上記の締め切りの特例として議長が認めることがある。そのような遅延した寄与文書については、事務局は、その文書がすべての必要な言語で、会合の開始時に利用できることを保証する何の公約もできない。

14.1.5 行動への寄与文書は、会合の開始後には受理されないものとする。

14.1.6 局長は、著者が本決議と附属書で述べる文書の説明と書式及び、そこに定められた時期について設けられた規則に従っていることを主張すべきである。催促状はいつでも適切な時に、局長によって送られるものとする。局長は、研究委員会の議長の同意を得て、本決議に定める一般的な指令に準拠していない任意の文書を、これらの指令と一致させることができるように、著者に返却することがある。

14.2 情報のための寄与文書

14.2.1 情報のために会合に寄せられた原稿は、研究委員会の議長及び／または報告者が著者と協議した後、情報と考えられる他の文書と同様、議題（例えば、加盟国、セクターメンバー、アソシエイト、アカデミア、正式に承認された事業体や組織から提出された記述的な文書、一般的な政策綱領など）に基づく特定の行動を必要としないものである。それらは元の言語（また、それらが著者によって翻訳されている可能性がある他の公用語）でのみ出版され、行動のために寄せられた寄与文書とは別の番号方式に基づいて表示されるべきである。

14.2.2 極端に重要と考えられる情報文書は、会合の参加者の50パーセント以上が要請した場合、予算の制限内で会議後に翻訳されることがある。

14.2.3 事務局は、文書の要約を提供する情報文書のリストを作成するものとする。このリストは、すべての公式言語で利用できるものとする。

14.3 リエゾンステートメント

リエゾンステートメントは、連合の任意の部門の他の研究委員会が提起した研究課題または、他の研究委員会や組織による要請行動への回答を提供する文書である。リエゾンステートメントは、関係する研究委員会または組織へ送信する前に、関係する研究委員会の議長に承認されるものとする。着信したリエゾンステートメントは翻訳されないものとする。リエゾンステートメントのテンプレートは、本決議の附属書4に記載されている。

14.4 BDTは、各研究課題に関連した教訓及び提案されたベストプラクティスのためのセクションを含めるために、ITU-Dの各研究課題のウェブサイトを更新しなければならない。それは、上記§5.6、§8.2、及び§13.2.7に従って、行動または情報／バックグラウンドに関する寄書の一部として得られたすべての教訓及び提案されたベストプラクティスを含むように、ITU-Dの各研究課題のWebサイトを更新するものとする。ITU-Dの各研究課題に対して、Webサイトで公開された教訓とベストプラクティスの提案は、継続的に更新される情報リソースとして機能することを目的としている。

15 その他の文書

15.1 背景情報の文書

会合で検討された問題に関連する背景情報のみを含む参照用文書（データ、統計、その他の組織の詳細な報告書など）は、要請に応じて元の言語のみで、また利用可能であれば電子フォーマットで利用できるものとする。

15.2 一時的文書

一時的文書は、作業の進展を支援するために、会合の間に作成される文書である。

16 電子アクセス

16.1 BDTは、これらの文書の電子版が利用可能であれば直ちに、すべての入力及び出力の文書（例えば寄与文書、草案の勧告、リエゾンステートメントや報告書）を公表する。

16.2 研究委員会とその関連グループ専用のウェブサイトは、会合のそれぞれに関連する情報と同様に、すべての入力及び出力文書を含むように、常に更新されるものとする。研究委員会のウェブサイトは6つの言語でなければならないが、特定の会合のものは上記§10.5に従って当該会議の言語とする。

16.3 研究委員会に専用のウェブサイトは、対等な立場で連合の6つの言語で利用でき、常に更新されることを保証しなければならない。

16.4 ウェブサイトは、TIESシステムの利用者が一時的及びドラフト文書へのリアルタイムアクセスを可能にするものとする。

17 寄与文書の説明

17.1 行動のための寄与文書は、研究課題の議長、報告者、研究委員会のコーディネーター及び著者が合意したように、研究課題または討議中の議題に関連するものとする。寄与文書は明確かつ簡潔でなければならない。研究中の課題に直接、関連していない文書は提出すべきではない。

17.2 出版物に公表されたか公表される予定の項目は、研究中の課題に直接関係しない限り、ITU-Dに提出されないものとする。

17.3 過度に商業的な性質の部分を含む寄与文書は、委員長との合意の後、BDTの局長によって削除されるものとする。寄与文書の著者は、そのような削除はどれも通知されるものとする。

17.4 表紙ページは、関連する研究課題、議題、日時、発信元（発信する国及び／または組織、住所、電話番号、ファックス番号、及び著者または提出する事業体の接触者の可能なEメールアドレス）だけでなく、寄与文書のタイトルを表示するものとする。表示は、その文書が行動または情報及び必要な行動のためかどうかについて、もしあれば行われるべきであるので、要約が提供されるべきである。見本が本決議の附属書2に設定されている。

17.5 既存の本文が改定される必要がある場合、元の寄与文書の数が見られ、変更履歴のマーク（変更を追跡する）が元の文書で使用されるものとする。

17.6 情報のための会合のみに提出される寄与文書（上記§14.2を参照）は、著者が作成する要約を含むべきである。要約が著者によって提供されていない場合、BDTは可能な限り、そのような要約を作成するものとする。

第5節 — 新規及び改訂研究課題の提案と採択

18 新規及び改訂研究課題の提案

18.1 ITU電気通信開発部門（ITU-D）に提案される新規の研究課題は、その部門の活動への参加を承認された加盟国、セクターメンバー及びアカデミアの代表者によって、世界電気通信開発会議（WTDC）の少なくとも2ヶ月前に提出されるものとする。

18.2 しかし、ITU-Dの研究委員会も、その主題に関する総意があれば、その研究委員会の構成員の主導で、新規または改訂研究課題を提案することができる。これらの提案は承認のために、電気通信開発諮問委員会（TDAG）に提出されるものとする。

18.3 提案された各研究課題は、提案の理由、実施予定の任務の正確な目的、研究の緊急性及び、他の二つの部門及び／またはその他の国際的または地域的機関に設けられる連絡先を示す必要がある。研究課題の作成者は、すべての関連情報が含まれていることを確実にすることを目的として、本決議の附属書3で見られるアウトラインに基づいて、

新規及び改訂済みの研究課題を提出するために、オンラインのテンプレートを使用する必要がある。

19 WTDCによる新規及び改訂研究課題の採択

19.1 WTDCの前にTDAGは、提案された新規の研究課題を検証し、必要な場合、ITU-Dの一般的な開発政策目標及び関連する優先順位を考慮する修正を勧告し、WTDCに向けてITUの地域準備会合の報告書を再検討するために会合をもつものとする。

19.2 WTDCの少なくとも1ヶ月前に、電気通信開発局の局長は、加盟国及びセクターメンバーに、TDAGが勧告するすべての変更と共に、提案された研究課題のリストを通信し、これらをITUのウェブサイトで利用できるようにするものとする。

19.3 提案された研究課題は、連合の会議、総会及び会合に関する規則に従ってWTDCによって承認されることができる。

19.4 WTDCは、研究期間ごと及び研究委員会ごとに限られた数の研究課題／対象を承認することを推奨される。

20 2回のWTDCの中間期に提案された新規及び改訂研究課題の採択

20.1 2回のWTDCの中間期に、ITU-Dの活動に参加する加盟国、セクターメンバー、アカデミアの代表者及び正式に認可された事業体及び組織は、提案された新規及び改訂研究課題を、関係する研究委員会に提出することができる。

20.2 提案された新規及び改訂各研究課題は、上記の§17.4で言及されたテンプレートに基づいている必要がある。

20.3 関係する研究委員会が、提案された新規及び改訂研究課題を研究することに総意で合意し、一部の加盟国、セクターメンバー、または正式に認可された事業体及び組織（通常は少なくとも4つ）が作業の支援（例えば、分担金、報告者または編集者の提供、及び／または会合の開催による）を約束している場合、研究委員会はすべての必要な情報と共に、その草案文書をBDTの局長に宛てて書くものとする。

20.4 TDAGに採択された後、加盟国は、下記の§§20.5から20.8に従った対応により、新規または改訂研究課題を承認することができる。

20.5 BDT局長は、TDAGによる新規または改訂研究課題の草案の採択から1か月以内に、加盟国に新規または改訂研究課題を回覧し、加盟国が2か月以内に提案を承認するかどうかを示すよう要求する。

20.6 複数の加盟国が異議を唱えた場合、新規または改訂研究課題の草案は、更なる検討のために研究委員会に返送される。異議が2件未満の場合は、新規または改訂研究課題草案を承認するものとする。

20.7 不承認を示す加盟国は、その理由を説明し、研究課題の更なる検討を促進する可能性のある変更を示すよう求められる。

20.8 結果の通知は回覧で与えられ、TDAGは局長からの報告によって知らされる。更に、局長は、適当な場合はいつでも、少なくとも研究会期中に1回、新規または改訂研究課題のリストを公表するものとする。

第6節 一 研究課題の削除

21 序文

研究委員会は、研究課題の削除を決定することができる。個々のケースで、以下の代替手続きのどれが最も適切かを決定する必要がある。

21.1 世界電気通信開発会議（WTDC）による研究課題の削除

研究委員会による合意があれば、議長は決議に向けて、研究課題を削除する要請をWTDCへの報告書に含めるものとする。

21.2 WTDCの中間期の研究課題の削除

21.2.1 研究委員会の会合で、出席者が一致すれば、例えば作業が終了しているとの理由で、研究課題を削除に合意することができる。この合意の通知は、削除理由についての説明の要約を含めて、回状として加盟国及びセクターメンバーに提供されるものとする。2ヶ月以内に加盟国の過半数に削除への異議がなければ、削除は発効する。それ以外の場合、問題は研究委員会に差し戻される。

21.2.2 不承認を示す加盟国は、その理由を提供し、研究課題の更なる研究を促進する可能な変更を示すように求められている。

21.2.3 結果の通知は回状として出され、電気通信開発諮問委員会は、電気通信開発局の局長からの報告書で通知を受ける。また、局長はいつでも適切な時に、しかし研究期間の半ばまでに、少なくとも一度、削除済みの研究課題のリストを公開するものとする。

第7節 一 新規または改訂勧告の承認

22 序文

研究委員会の会議で採択の後、加盟国は、通信による手段、または世界電気通信開発会議（WTDC）における手段のどちらかで、勧告を承認することができる。

22.1 課題の研究が、新規または改訂勧告案に帰する成熟段階に達した時、その後の承認手続きは、2つの段階に存在する。

－ 関係する研究委員会による採択（§22.3を参照）。

－ 加盟国による承認（§22.4を参照）。

同じ手続きが既存の勧告の削除に使用されるものとする。

22.2 安定性の見地から、勧告の改訂は通常、その修正案が以前の版で達した合意を変更ではなく補足するのでなければ、2年以内に承認することを考えるべきではない。

22.3 研究委員会による新規または改訂勧告の採択

22.3.1 研究委員会は、文書草案が作成され、研究委員会の会合までに十分な時間的余裕をもってすべての公式言語で利用可能になった時、新規または改訂勧告案を検討し、採択することができる。

22.3.2 報告者のグループまたは他のグループは、その新規または改訂勧告案が十分に成熟しているとの感触を得ている場合、下記の§22.3.3に従って採択手続きを開始するために、研究委員会の議長に文書を送ることができる。

22.3.3 研究委員会の議長の要請に応じて、電気通信開発局の局長は、研究委員会の会合での採択に向けて、本手続きに基づき、新規または改訂勧告の承認を求める意図を、回状として明示的に示すものとする。回状は要約形式で、その提案の具体的意図を含むものとする。参照は、新規または改訂勧告案の文書が書かれた文書に付けるものとする。この情報はすべての加盟国及びセクターメンバーに配布され、可能な限り、会合の少なくとも2ヶ月前に受理されるように、局長によって送られるべきである。

22.3.4 新規または改訂勧告案の採択は、研究委員会の会合に出席しているどの加盟国にも対立しないものでなければならない。

22.3.5 採択に反対している加盟国は、異議の理由について局長及び研究委員会の議長に通知し、異議が解決できない場合には、局長は次の研究委員会の会合及びその関連の作業部会に理由を提供するものとする。

22.3.6 解決できない文書に対する異議があり、WTDCの前に予定されている他の研究委員会会合がない場合、研究委員会の議長はその文書をWTDCに送付するものとする。

22.4 加盟国による新規または改訂勧告の承認

22.4.1 新規または改訂勧告案が研究委員会に採択された場合、文書は加盟国によって承認のために提出されるものとする。

22.4.2 新規または改訂勧告の承認は、以下の様に求めることができる。

－ WTDCにおいて

－ 関連する研究委員会が文書の採択を完了次第、加盟国の協議によって

22.4.3 期間中に文書が採択される研究委員会の会合で、研究委員会は次回のWTDCまたは加盟国の協議のいずれかに、承認のため、新規または改訂勧告案を提出することを決定するものとする。

22.4.4 WTDCに草案を提出することが決議されると、研究委員会の議長は局長に報告し、草案が会議の議題に含まれていることを確実にするのに必要な行動を取るよう、局長に要請するものとする。

22.4.5 協議による承認のために草案を提出することが決議されると、その条件及び手続きがその後、適用される。

22.4.5.1 研究委員会の会合で、この承認手続きを適用するための代表団の決議も、出席しているどの加盟国とも対立しないものでなければならない。

22.4.5.2 例外的であるが、研究委員会の会合の際にのみ、代表団は立場を検討するための、より多くの時間を要求することができる。会合の最終日から1ヶ月後の期間内に、

これらの代表団のいずれからも公式な反対を通知されなければ、協議による承認手続きは継続するものとする。この場合、文書は検討のために次回のWTDCに提出される。

22.4.5.3 協議による承認手続きの適用については、研究委員会による新規または改訂勧告案の採択の1ヶ月以内に、局長は加盟国に、提案を承認するか否かを3ヶ月以内に示すように要請するものとする。この要請には、提案された新規または改訂勧告の、公式言語で書かれた完全な最終文書を添付するものとする。

22.4.5.4 局長はまた、ITU条約第19条の規定に基づいて、関連する研究委員会の活動に参加するセクターメンバーに以下を助言するものとする。加盟国は提案された新規または改訂勧告に関する協議に対応を求められているが、対応する権利を有するのは加盟国だけである。この助言は参考のためのみ、完全な最終文書に添付される必要がある。

22.4.5.5 加盟国からの回答の70パーセント以上が承認を示している場合、提案は受理されるものとする。提案が受理されない場合は、研究委員会に差し戻される。

22.4.5.6 協議への対応と共に受理されるコメントは、すべて局長が収集し、検討のため研究委員会に提出されるものとする。

22.4.5.7 不承認を示している加盟国はその理由を述べ、研究委員会及びその関連グループによる今後の考察に参加することを奨励されている。

22.4.5.8 局長は、上記の協議を承認する手続きの結果を、回状として速やかに通知するものとする。

22.4.5.9 承認のために提示された文書で、明らかな見落としや不整合の些細な、単なる編集上の修正や補正が必要であれば、局長は関連する研究委員会の議長の承認を得て、これらを修正することができる。

22.4.5.10 ITUは、承認された新規または改訂勧告を、公式言語で出来るだけ速やかに公表するものとする。

23 留保

代表団が勧告の承認に反対しないことを選択するが、複数の側面に関して留保を希望する場合、その留保は、当該の勧告の文書に添えられる簡潔な覚え書きに記載されるものとする。

第8節 – 勧告の削除

24.1 各研究委員会は、維持されている勧告をレビューすることが推奨される。必要でなくなったことが判明した場合は、それらの削除を提案する必要がある。

24.2 既存の勧告の削除は、2段階のプロセスに従って行われる。

– 会議に出席している加盟国を代表する代表団が削除に反対しない場合は、研究委員会による削除に同意する。

– 協議を通じて、加盟国の承認により、この削除への同意に従う（§22.4.5項の手続を適用する）。

24.3 世界通信開発会議（WTDC）は、加盟国の提案に基づいて既存の勧告を削除することもできる。

第9節 — 研究委員会及びその関連グループへの支援

25 電気通信開発局（BDT）の局長が既存の予算資源の制限内で確認すべきことは、研究委員会及びその関連グループには、委託事項で概説され、世界電気通信開発会議の当該部門向けの作業計画で想定される様に、作業プログラムを実施するための適切な支援の存在である。具体的には、支援は以下の形で提供することができる。

- a) 必要に応じて、BDTと他の2つの局及び事務総局からの、適切な管理及び専門スタッフの支援
- b) 必要に応じて、外部の専門知識の請負
- c) 関連する地域及び準地域の機関との連携

第10節 — その他のグループ

26 適用できる限り、本決議の研究委員会のための手続きと同じ規則が、例えば寄与文書の提出に関して、ITU条約No.209A及びその会合で言及される他のグループにも適用されるべきである。しかし、これらのグループは、研究課題の採択も勧告への対処も行わないものとする。

第11節 — 電気通信開発諮問委員会

27 ITU条約第215Cに従って、電気通信開発諮問委員会（TDAG）は、加盟国の主管庁及びITU電気通信開発部門（ITU-D）セクターメンバーの代表者ならびに研究委員会及びその他のグループの議長及び副議長に対して開かれたものとし、それは、電気通信開発局（BDT）局長を通じて行われる。アカデミアは全権委員会議決議169（2014年、釜山改訂）に従って参加することができる。世界電気通信開発会議（WTDC）決議24もまた、2つの連続したWTDC間のいくつかの特定の論点をTDAGに割り当てた。それは、ITUの戦略計画で概説されたITU-Dの目標と、セクターの主な成果物及びサービス（アウトプット）を効率的かつ効果的に提供するために必要なあらゆる措置を勧告する目的での活動、特にプログラム及び地域イニシアティブを可能とする適切な予算を見直すこと、ITU-Dの4年間の運用計画の実施をレビューし、BDTに次のITU理事会セッションなどによって承認される予定のITU-D運用計画案の評価に関して、ガイダンスを提供することなどである。

28 世界電気通信開発会議は、TDAGの議長及び副議長から成るTDAG局を指定するものとする。ITU-D研究委員会の議長はTDAG局の構成員である。

29 議長及び副議長を任命する際、専門的能力の要件及び、指導者の地位及び公平な地理的分布における男女のバランスを促す必要性、及び発展途上国のより有効な参加を促す必要性に、特定の配慮が払われるものとする。

30 世界電気通信開発会議（WTDC）は、WTDCが定める事項に関して考慮し行動するために、一時的権限をTDAGへ譲渡することができる。TDAGは必要に応じて、これらの事項について局長と協議することができる。WTDCは、TDAGに委託される特別な機能は、ITU-Dの予算を超える財務費用を要しないことを自ら保証する必要がある。特別な機能の履行に関するTDAGの活動の報告書は次回のWTDCに提出されるものとする。その権限は、次のWTDC会合時に終了するものとするが、WTDCは指定された期間、それを延長することを決議できる。

31 TDAGは、ITU-Dの会合の予定表に含まれている、定期的予定会合を開催する。局長は、TDAG議長と協力して、加盟国による主要な宗教期間と見なされる期間中に会合が予定されないように、可能な限り最大限の努力を払うべきである。

32 物理的な会合は、少なくとも年に1回開催されるべきである。会合のタイミングは、TDAGが運用計画案の採択と実施の前に、当該運用計画案を効果的に見直すことができるようなものであるべきである。TDAGの会合は、研究委員会の会合と連携して行われてはならない。連合の三つの部門の諮問委員会の会合は、いつでも可能な時に連続して開催されるのが好ましい。

33 会合の時間や費用を最小限に抑えるために、TDAGの議長は適切な事前準備を行う際に、例えば議論のための主要な問題を特定して、局長と協力しなければならない。

34 一般に、本決議における研究委員会の場合と同じ手続きの規則が、例えば分担金の提出に関して、TDAGとその会合にも適用されるべきである。しかし書面による提案は、会合中に行われる進行中議論に基づき、会合中に見出される対立見解の解決に役立たせることを意図していれば、議長の裁量でTDAGの会合中に提出することができる。

35 TDAG局は、実行可能な範囲で、電子的手段で内部とBDTとの間の連絡を維持し、時間管理計画の再検討と承認を含め、今後の会合を適切に組織するために、TDAGの会合に先立つ一回の会合を含めて年に一回以上、会合をもつ必要がある。

36 その課題を容易にするために、TDAGは追加手続きでこれらの作業手続きを補完することができる。それは適切な場合、WTDCの決議24（2017年ブエノスアイレス改訂）で規定するところに従い、既存の財源内で、特定のテーマを研究するために他のグループを設立することができる。

37 TDAGの各会合の後、結論の簡潔な概要を事務局が作成し、通常のITU-Dの手続きに従って配信するものとする。それは、上記の項目についてのTDAGの提案、勧告及び結論のみを含める必要がある。

38 条約No.215JAによれば、WTDCに先立つ最後の会合で、TDAGはWTDCのために報告書を作成するものとする。この報告書は、戦略及び業務計画への連携を含めて、WTDCがTDAGに割り当てる事項に関する活動を要約し、作業の配分に関する助言、ITU-Dの作業方法に関する提案、ITU内外の他の関係機関との戦略及び関係を、必要に応じて提供する必要がある。同様に、地域の取組みの実施に関する助言を提供するものとする。この報告書は会議に提出するため、局長に送信されるものとする。

39 他の任務に加えて、TDAGの副議長は、地域イニシアチブの進捗状況をフォローするために、必要に応じて、それぞれの地域事務所及びエリア事務所、ならびにその地域のメンバーと関係を構築するべきである。

第12節 — 地域及び世界の部門会合

40 一般的に、本決議にある同じ作業方法、特に寄与文書の提出及び処理に関連する作業方法は、ITU憲章の第22条及びITU条約第16条で言及されるものを除いて、他の地域及び世界の部門会合に、必要に応じて修正されて、準用される。

5.3.3 研究課題一覧

SG1 電気通信／ICT 開発のための環境整備

研究課題	研究内容
Q1/1	途上国におけるブロードバンド整備のための戦略と政策
Q2/1	デジタル放送の移行及び導入、新サービス実装のための戦略、政策、規制、方法
Q3/1	クラウドコンピューティング、mサービス、OTTを含む新興テクノロジー：途上国の挑戦及び機会、経済及び政策への影響
Q4/1	国内電気通信／ICTネットワークに関連するサービスのコストを決定する経済政策及び方法
Q5/1	ルーラル及び遠隔地域のための電気通信／ICT（副ラポータ：川角氏（日本ITU協会））
Q6/1	消費者情報、保護及び権利：法律、規制、経済基盤、消費者ネットワーク
Q7/1	障がい者、特別なニーズのある人々の電気通信／ICTサービスへのアクセス（副ラポータ：松本氏（早稲田大学））

SG2 持続可能な開発の促進のための ICT サービス及びアプリケーション

研究課題	研究内容
Q1/2	スマートな都市及び社会の創造：持続可能な社会経済発展のためのICTの活用（副ラポータ：小林氏（NEC）、梅澤氏（KDDI））
Q2/2	e-Healthのための電気通信／ICT（ラポータ：中島氏（東海大学））
Q3/2	情報通信ネットワークの安全確保：サイバーセキュリティ文化を発展させるためのベストプラクティス（副ラポータ：永沼氏（NEC））
Q4/2	適合性及び相互接続性(C&I)プログラムの実施し、偽造ICT機器及びモバイル機器の盗難との対抗のための途上国への支援
Q5/2	電気通信/情報通信技術(ICT)を活用した災害リスクの軽減と管理（副ラポータ：今中氏（NTT-AT））
Q6/2	ICTと環境
Q7/2	電磁界の人体ばく露に関する戦略及び政策